

官報

号外 昭和六十一年十一月二十一日

○第一百七回 衆議院會議録 第十四号

昭和六十一年十一月二十一日(金曜日)

議事日程 第九号

昭和六十一年十一月二十一日

午後一時開議

- 第一 老人保健法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第三 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

中央更生保護審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

日程第一 老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(原健三郎君) これより会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 御報告いたすことがあります。

永年在職議員として表彰された元議員黒田寿男君は、去る十月二十一日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十一月十九日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰された黒田寿男君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます

中央更生保護審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員任命につき同意を求めるの件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

地方財政審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(原健三郎君) お諮りいたします。

内閣から、

中央更生保護審査委員会委員に金平輝子君を、

公安審査委員会委員に堀田勝二君及び山内一夫

君を、

電波監理審議会委員に生田正輝君を、

地方財政審議会委員に木下和夫君を

任命したので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、中央更生保護審査委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

次に、公安審査委員会委員、電波監理審議会委員及び地方財政審議会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 老人保健法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第一、老人保健法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長堀内光雄君。

老人保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔堀内光雄君登壇〕

○堀内光雄君 ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、老人保健制度の長期的な安定と老人の保健、医療、福祉施策の総合的な推進を図るた

め、一部負担の改定、保険者の拠出金算定方法の見直し、老人保健施設の創設、老人保健施設療養費の支給等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、一部負担金の額を、外来の場合は一カ月四百円から一カ月千円に改め、入院の場合は二カ月を限度として一日三百円となっているのを期限を撤廃して一日五百円に改めること、

第二に、加入者按分率を、昭和六十一年度の十一月一日以降は八〇%とし、昭和六十二年以降は一〇〇%に引き上げること、

第三に、寝たきり老人等の要介護老人にふさわしい医療サービスと生活サービスを提供する施設として、老人保健施設を創設するとともに、新たな給付として老人保健施設療養費を支給すること、

以上のほか、医療保険各法に準じて特定療養費制度を導入するとともに、国民健康保険法を改正し、正当な理由がないのに保険料を滞納している者に対し、給付を一時差しとめる等の措置を講ずること等であります。

本案は、去る十月十七日の本会議において趣旨説明が行われ、同日付託となり、十月二十三日に斎藤厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、同月二十八日に地方行政委員会との連合審査会を行い、翌二十九日には大阪府に委員を派遣し現地において意見を聴取し、十一月二十日には中曽根内閣総理大臣の出席を求め質疑を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行い、同日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、外来の一部負担金、加入者按分率及び施行期日について自由民主党より修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は自由民主党提出の修正案のとおり多数をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号

元議員黒田寿男君逝去につき弔詞贈呈の報告
保健法等の一部を改正する法律案

中央更生保護審査委員会委員任命につき同意を求めるの件等四件 老人

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号 老人保健法等の一部を改正する法律案

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。永井孝信君。

〔永井孝信君登壇〕

○永井孝信君 私は、日本社会党・護憲共同を代表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

この法律案は、政府の説明によると、今後の本格的な高齢化社会において、国民が安心して老後を託せる制度の確立にあるとされています。本日に今回の改正が安心して老後を託せるものになっているのでありましようか。私は、明らかに老後の生活をより困難にし、国民を不安に突き落とす、極めて冷酷な大改悪であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)どうしても病気になるがちな老人の患者負担が大幅に引き上げられ、昭和六十二年度の負担増は、政府の試算によっても一千四百億円にも上り、年金課税や大規模増税など増税問題もあって、老後の生活不安はその極限にあると言っても過言ではないのであります。

だれしもが老人になることを避けることはできません。老後の生活不安を払拭するためには、高齢者の現実の生活に即しつつ、健康で安心できる生活、経済的に安心できる生活、住みよい住環境の中での生活、生きがい、充実感のある生活を、国が先頭に立って、国民合意のもとに、国の責任において緊急に確立することが不可欠なのであります。今回の老人保健法改正案は、これとは逆に、国民の期待に真向から挑戦するものであり、断じて容認できないのであります。

なお、この改正案には、高齢者だけではなく、労働者、医療従事者、健保連参加の経営者を含む圧倒的多数の国民が廃案を求めていることから、そのことは証明されているのであります。

ことしの四月に亡くなったフランスのあの著名な女性哲学者ボーボワールは、「老い」という著書

の中で、「人間の最後の十五年ないし二十年は、もはや一個の廢品でしかない」という事実は、我々文明の挫折をはっきり示している」と鋭く指摘しています。ここ数年間の我が国の社会保障制度と福祉政策の歩みは、ボーボワールの指摘からの脱却ではなく、より文明の挫折の方向に急旋回しているという事実を、政治に携わる者は真剣に問ひ直されなくてはならないのではないでしようか。さて次に、反対の具体的理由を明らかにしたいと思います。

その第一の問題は、一部負担の引き上げであります。

現行の外來一カ月四百円、入院の場合二カ月の限度として一日三百円の金額は、老人保健法制定当時、大変な議論の末に、老人の皆さんに無理のかけられない限界として決定されたものであることは周知のことでありま。しかし、政府は、在宅療養者は自助努力をしており、被用者保険本人負担とのバランス上、引き上げは当然との態度をとっておりま。自治体などの調査によれば、老人の入院の場合、付添看護料、差額室料、お世話料などで月額十万円以上も負担している老人は極めて多く、負担の実態は法律面ばかりでとらえることはできないのであります。むしろ、負担能力がないためやむなく在宅療養している人に対し、訪問サービスや介護に言い知れぬ労苦を重ねている家庭に対し、国の援助が貧弱過ぎることこそ是正すべきであります。本人負担の引き上げが収入の少ない老人にとって受給抑制となることは目に見えており、そのことも計算済みだとすれば、余りにも本音と建前が違い過ぎており、高齢者に対してまことに残酷な仕打ちと言わざるを得ないのであります。

第二の問題は、拠出金についてであります。政府は、各制度間の老人医療を平等に負担させるための措置としておりますが、実態はサラリーマンをねらい撃ちにした実質増税だということでありま。厚生省が政府原案に基づき試算した最

新の資料によりますと、国保以外の各保険からの拠出金は、昭和六十二年において実に四千三百億円も負担増となり、逆に国庫負担は三千九百億円が減額されることになっております。このことによつて、老人医療費に占める国庫負担の割合は六・八%下がり、サラリーマンの保険からの拠出割合は九・五%も上昇するのであります。そもそも加入者按分率を一〇〇%にするということは、老人の少ない保険ほど高い保険料を負担することを意味しているのであります。本来、保険制度というのは、それぞれの保険加入者集団の範囲内において担保されるものであつて、だからこそ、老人保健法の制定時には、当時の厚生大臣が、老人保健法は単なる財政調整法であつてはならないと答弁しているものであります。各保険の範囲を超えて、加入者按分率の公平化という名目で今回の法改正は、財政調整そのものであつて、明らかに保険主義を逸脱しており、わずか三年前の政府見解を覆すのは、国会軽視、国民無視の暴挙であると言わねばなりません。

第三の問題は、国保財政そのものの欠陥であります。すなわち、国保の財政悪化の要因に、退職者医療創設時の退職者数見込み違いが挙げられていま。これは、まさに政府の誤りによつて生じたものであつて、国が責任を持って措置すべきものであります。具体的には、見込み違いから削り過ぎた国保に対する国庫補助をもとに戻すことが筋道であつて、みずからの誤りを正さずして他の保険に助けてやれというのには、無責任政治のそりを免れま。確かに、高齢化社会にあつては国民負担の増加は避けられない問題ではあります。しかし、今回のように無原則に整合性のないやり方ではなく、社会保険料よりも、所得再配分効果の高い租税中心にすべきだということを強く指摘しておきたいと思つております。

さらに、今日老人医療がまだに治療法中心であつて、慢性的な老人病には治療効果を上げる

ことが困難なこと、予防や健康増進、リハビリ介護といったサービスのシステム化に真剣に対応することこそ、高齢化社会を迎えての政府の責任でありま。このように社会保障の原則を破る大改悪の一方で、国民の期待する改善は何一つとしてないであります。給付率の引き上げ、付添看護料、差額室料、お世話料といったいわゆる法定外負担の解消計画策定など、国民の強い要求について当面実行する意思なしとする態度は、まさに国民に背を向けたものとして糾弾されるべきであります。(拍手)

第四の問題は、いわゆる中間施設であります。今回の法律案では、一体どんな施設になるのかは理解できないのであります。確かに、寝たきり老人を安心して預けられる施設を望む国民の強い要望はあります。しかし、今日までの審議段階では、どう見ても、医療面では病院よりも薄く、福祉面では老人ホームよりも生活サービスが薄いとだけは明らかであつて、医療、福祉のレベルダウンそのものと言わねばなりません。特に深刻な老人性痴呆症の患者も収容できる施設として抜本的検討を加え、改めて国会で審議すべきであります。

第五の問題は、国保料の滞納者に対する制裁措置であります。これは国民健康保険法の趣旨に反するばかりか、国民皆保険制度の否定につながりかねない重大な問題を含んでおり、容認することはできません。

最後に、中曽根総理を初め全閣僚に申し上げたい。敬老の日が九月十五日のみにあらず。国政をつかさどる者として、一年三百六十五日が敬老の日でなければなりません。老人を嘆かせ、若者に高負担を強要し、国庫負担の削減のみに走る老人保健法の改正は、福祉行政の撤退作戦であり、いたずらに軍力増強に投資する愚かな政策を転換すべきであります。「老人は、多年にわたり社会の

進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」と宣言した老人福祉法第二条と憲法第二十五条の趣旨を忠実に実践することを強く要求し、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 栗屋敏信君。

〔栗屋敏信君登壇〕

○栗屋敏信君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案及び同法律案に対する修正案に賛成の意見を述べさせていただきます。(拍手)

我が国は、戦後一貫した衛生水準の向上、医学技術の進歩、国民皆保険制度等の成果により、今や平均寿命は世界最高水準に達し、まさに人生八十年時代が到来をしております。この長寿社会にあつて、国民が生きていくに際し、かつ豊かな人生を送るためには、保健、医療、福祉を通じた社会保障制度の基盤を揺るぎないものとする必要があらわれます。この場合に重要な課題となるのが、ふえ続ける老人医療費であり、そうして、この増大する医療費をいかに適正なものとし、また、国民全体がどのように公平に負担していくかということでありま。

昭和五十八年に創設された老人保健制度についても、このような見地に立つて検討を加え、国民が真に安心して老後を託する制度とすることが急務であると考へます。同時にまた、人口の高齢化に伴い、今後急増すると予想されている寝たきり老人等の要介護老人に對し、保健、医療、福祉を通じて総合的な施策の展開が求められております。

政府原案は、まさにこのような要請にこたえようとするものであり、また、老人保健制度の本来の基本理念に立つて、老人医療費をお年寄りにも応分に負担していただき、国民全体で公平に負担するシステムを再構築するとともに、寝たきり老人等の要介護老人にふさわしいサービスを提供する老人保健施設を創設しようとするものであります。

す。

政府原案の主な内容についてであります。まず第一は、一部負担の改正であります。現在の定額制の仕組みを維持しながら、無理のない範囲内での一部負担金の額の引き上げを行うことは、増大し続ける老人医療費の負担の現状から見て、世代間の負担の公平化を図る上で必要な措置であると考えます。

第二は、加入者按分率の引き上げであります。各保険者間の老人加入率の格差による老人医療費の負担の不均衡を是正することにより、どの保険者も同じ割合で老人を抱えるように制度間で調整することは、負担配分の一層の公平化を図ることとなり、本制度の基本理念に沿った適切な措置であると考えます。

第三は、老人保健施設の創設であります。今後とも増大すると予想される寝たきり老人等の要介護老人の多様なニーズに適切に対応した医療サービスと生活サービスを提供する、いわゆる中間施設である老人保健施設の創設は、まさに長寿社会にふさわしい時宜を得たものと言へます。

このほか、医療保険各法に準じて特定療養費制度を導入することとし、医療保険各制度を通ずる老人医療費の公平な負担を図る観点から、国民健康保険法について所要の改正を行うこととしております。

以上述べましたように、我が党は、政府原案の趣旨について評価するものであります。さらに、自由民主党の提出に係る修正案は、社会労働委員会における慎重な審議の結果を踏まえ、また、国民各層の切実な要望にこたえようとするものであります。まことに適切なものであります。

修正案の内容は、第一に、外来の一部負担金の額を千円から八百円に改めること、第二に、加入者按分率については、本則は一〇〇%とし、昭和六十二年度から昭和六十四年度までは九〇%とすること、第三に、昭和六十六年十一月一日から施行することとされていく部分の施行期日については昭和六十六年十一月一日からとすることの三点であります。この修正により、さらに本法案の目的の達成と円滑な実施に資するものと考えます。

最後に、私は、本格的な高齢化社会を迎えるに当たり、政府が福祉政策の充実のもとより、雇用政策、住宅政策、地域政策等々各般の施策を動員して、活力ある福祉社会の建設に向かって努力せられんことを希望いたします。政府案及び修正案に対する賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 井上和久君。

〔井上和久君登壇〕

○井上和久君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました老人保健法等の一部を改正する法律案並びに自由民主党提出の同法修正案に對し、ともに反対の立場で討論を行うものであります。(拍手)

健康は国民生活の基本的条件であり、生きがいとその健康な体によって得られるものであります。我が国の高齢化は、世界に例を見ないスピードで進んでおります。国民の間には、高齢化が進むにつれて、長い人生を有意義かつ安心して過ごせるだろうか等、老後の健康、生活不安が増大しております。そして悲しむべきは、独居老人、寝たきりや障害老人、さらには介護疲れなどにまつわる自殺や殺人などの事件が多発しておることです。今日の老後を担う皆さんは、戦後の日本経済の発展を汗水流して支えてこられた、まさに功労者であります。今こそ、急速な高齢化に對し、これらお年寄りを初め国民が安心できる充実した老後を保障する総合的施策の展開が緊急課題となるのであります。

しかしながら政府は、国民の期待する老後を保障する総合的施策を示さず、老人医療費の増大による負担の大幅な引き上げや、みずからの失政によって生じた国民健康保険財政の逼迫を国民に責任転嫁する、まさに財政調整を柱とした本法案を提出し、成立を図ろうとしております。このような改悪案は、今求められている二十一世紀に向けての医療、保健、福祉の諸制度の抜本改革には何ら貢献しないのみならず、お年寄りの生活と健康を脅かすものであり、国民の老後の不安をさらに増幅させるものと言わざるを得ないのであります。本来、老人保健法制定の目的は、疾病の予防、健康の維持増進にあります。しかも、老後の生活をトータルに保障する施策が欠如している今日の段階において、医療費の増徴と財政調整を最大のねらいとしたこのような改悪案を我が党は断じて認めることはできないのであります。

以下、具体的に反対理由を四点にわたって明らかにいたします。

第一に、一部負担の大幅な引き上げについてであります。加齢現象で幾つもの病気をあわせ持つことが当然の老人にとって、異なる医療機関で受診するたびに千円、二千元、三千元と窓口負担がかさんでいくようでは、どんなにぐあいが悪くなくても病院に行くことをちゅうちょするようになり、子供に援助を仰ぐにも、子供自身が教育や住宅など生活費負担が増大してあえいでいる現実からとても不可能であり、つい遠慮して我慢するようになるのであります。これはまさに受診抑制であり、老人保健法制定の本来の趣旨である病気の早期発見による初期診療重視の医療に逆行するものであります。

特に入院の場合は、現在最高一万八千円で済む自己負担が、一年間で十八万円にもはね上がることとなります。それだけでなく入院中は差額ベッド料やおむつ代、お世話料などの名目で一月十万円前後の保険外負担が重なっている現実があり、中曽根内閣が実現しようとしている改悪案は、年金だけが頼りといった老人の生活を根底から破壊することにつながるものであります。

本法案は、全国八百五十万人の老人の生活実態に即したものではありません。例えば、政

三
四
四

委員長報告のとおり決しました。

日程第二 地方交付税法等の一部を改正する
法律案（内閣提出）

○議長（原健三郎君） 日程第二、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長石橋一弥君。

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○石橋一弥君　ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、今回の補正予算における所得税及び法人税の減額に伴う地方交付税の落ち込み額四千五百二億四千万円について、その全額を補てんし、本年度当初の地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を四千五百二

本案は、十月三十一日当委員会に付託され、十一月十一日葉梨自治大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十日質疑に入り、地方交付税原資の借り入れ復活の理由、税制の抜本的改革と地方財源の確保対策、経済政策及び財政政策の転換の必要性、円高不況に伴う地域対策の強化等について質疑応答が行われました。

同日、本案に対する質疑を終了し、討論を行

い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。なお、本案に対し附帯決議を付することに決し

ました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第三、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員理事官下創平君。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔宮下創平君登壇〕

○宮下創平君 ただいま議題となりました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自衛官の定数を海上自衛官三百五十二人、航空自衛官二百三十一人、統合幕僚会議の自衛官二十三人、計六百六十六人増加するとともに、予備自衛官の員数を千三百人増加するほか、自衛官が武器を使用して防護できる対象に船舶、有線電氣通信設備等を加え、また、防衛庁長官は、国の機関から依頼があった場合には、航空機による国貨等の輸送を行うことができること等を内容とい

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院会議録第十四号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

たしております。

本案は、九月十一日提出され、十月二十一日本会議において趣旨説明及びこれに対する質疑が行われた後、同日日本委員会に付託されました。委員会におきましては、十月二十三日栗原防衛庁長官から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、十一月二十日には中曽根内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行う等、慎重に審査を行いました。

本案に対する質疑は、世界、特に極東における軍事情勢の分析、米ソの核軍縮への取り組み、「防衛計画の大綱」の達成と対GNP比一％枠との関係、SDI研究への参加問題、自衛隊における綱紀粛正問題等、広範多岐にわたって行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、十一月二十日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党の北口博君及び民社党・民主連合の和田一仁君から賛成、日本社会党・護憲共同の上原康助君、公明党・国民会議の斉藤節君及び日本共産党・革新共同の児玉健次君からそれぞれ反対の意見が述べられました。次いで、採決いたしましたところ、本案は多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。坂上富男君。

〔坂上富男君登壇〕

○坂上富男君 私は、皆様の御同意を得て、日本社会党・護憲共同を代表して、防衛二法一部改正案に対し、反対の討論を申し述べたいと存じます。

その第一の理由は、憲法第九条、戦争の放棄と戦力の不保持の条項に違反する、憲法違反の法案であるからであります。

中曽根内閣発足以来今日まで四年間、日本の軍拡化はますますエスカレートしてきております。

平和憲法の理念に反する政府・自民党の外交防衛政策は、今や完全に米国の対ソ戦略に組み込まれ、我が国を核戦争の脅威にさらし、防衛費の突出は財政再建に逆行し、国民生活に犠牲と負担を押しつけるものであります。厳しく批判されなければなりません。今国会においても、その犠牲はお年寄りにも向けられ、著しい高負担を強いられる老人保健法案となつてあらわれてきておるのであります。既に武器輸出三原則、非核三原則は形骸化し、GNP一％枠もその合理的な根拠がないとして、これを撤廃しようとする強い動きがあるのではありません。我が党は、このような軍拡の野望を黙視するわけにはまいりません。軍事大国化を志向する歴代自民党政権に対し有効な歯止め措置としての役割を果たしてきたところに、一％枠の重要な意義があるのであります。

しかるに政府は、昨年九月、実質的に一％枠を突破する新中期防衛力整備計画を策定しました。防衛計画大綱もまたしかりであります。大綱と別表は不離一体であります。しかるに、大綱の基調を見直すことなく別表改定は可能であるとして、基盤的防衛力構想を放棄し、所要防衛力構想への転換を画策しているのではありません。このような政府の姿勢は、アジアの緊張緩和を阻害し、これら近隣諸国に対し警戒と危惧の念を抱かせるものであります。同時に、米国の対ソ戦略の一端を担い、三海峡封鎖、北方前方防衛及び洋上防空など、戦略、作戦を遂行する危険きわまりないものであります。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との憲法前文の崇高なる理想を軍靴を踏みにじろうとするものであります。断じて許さるべきものではありません。

警察予備隊時代の自衛官の定数七万五千人から法改廃十九回、そのたびごとに定数増が行われ、今回の二十七万二千七百六十八人は発足当時の三・六倍にも達するのであります。予備自衛官の員数もまた発足当時の一万五千人から法改正のた

びごとに増員し、今回の四万四千九百人は発足当時の約三倍弱の増加となるのであります。もはや、これらの人的、物的防衛力の増強は、政府の言う専守防衛をはるかに逸脱する憲法第九条第二項の「戦力」に該当するものであります。まさに憲法第九条第二項に違反する法改正案でありますので、強く反対をいたしますのであります。(拍手)

この際、我々は、憲法制定の原点に立ち返り、昭和二十一年五月十六日召集された第九十回帝国議会において、吉田茂内閣総理大臣がこの壇上、この場所において、憲法第九条について「一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、又交戦権モ抛棄シタモノデアリマス、従来近年ノ戦争ハ多ク自衛権ノ名ニ於テ戦ハレタノデアリマス、満州事変然リ、大東亜戦争亦然リデアリマス、」故ニ我が国ニ於テハ如何ナル名義ヲ以テシテモ交戦権ハ先ヅ第一進デ抛棄スル、抛棄スルコトニ依ツテ「全世界ノ平和と愛好ノ先頭ニ立ツテ、世界ノ平和と確立ニ貢献スル決意ヲ先ヅ此ノ憲法ニ於テ表明シタイト思フノデアリマス」と、その決意を述べておられることを銘記すべきであります。(拍手)

第二の反対の理由は、武器使用防護対象物に船舶、有線電氣通信設備、無線設備を加えることは、「防衛の用に供する物」でないものを保護しようとするもので、いわゆる憲法事件判決に違反する法案であります。

すなわち、憲法事件判決は、自衛隊用の通信線が自衛隊法第二百一十一条に言う「その他の防衛の用に供する物」に当たらないとして無効判決が言い渡され、第一審の札幌地方裁判所で確定した事件であります。今回の改正は、今内閣委員会の審議においても、防衛庁の友藤官房長は、防衛力を構成している物的手段が損壊されたり防衛力が低下することを防ぐための規定であると答弁しております。同法九十五条は武器による保護規定であり、同法百二十一条は刑罰による保護規定であつて、その保護対象物は、いずれも「防衛の用

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

ました。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時散会

出席國務大臣

法務大臣	遠藤 要君
厚生大臣	斎藤 朗君
郵政大臣	唐沢 俊二君
自治大臣	栗原 信行君
國務大臣	栗原 祐幸君

○朗読を省略した議長の報告

〔通知書受領〕

一、去る十一日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和六十一年度一般会計補正予算(第一号)

昭和六十一年度特別会計補正予算(特第一号)

昭和六十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)

〔要求書受領〕

一、今二十一日、内閣から、中央更生保護審査会委員に金平輝子君を任命したいので、犯罪者予防更生法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

三四六

一、今二十一日、内閣から、公安審査委員会委員に堀田勝二君及び山内一夫君を任命したいので、公安審査委員会設置法第五條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、電波監理審議会委員に生田正輝君を任命したいので、電波法第九十九條の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今二十一日、内閣から、地方財政審議会委員に木下和夫君を任命したいので、自治省設置法第七條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

〔常任委員辞任及び補欠選任〕

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任	補欠
山下八洲大君	緒方 克陽君
緒方 克陽君	山下八洲大君

建設委員

辞任	補欠
中路 雅弘君	野間 友一君
野間 友一君	中路 雅弘君

決算委員

辞任	補欠
野間 友一君	中路 雅弘君
中路 雅弘君	野間 友一君

内閣委員

辞任	補欠
有馬 元治君	三原 朝彦君
住 栄作君	小川 元君
三原 朝彦君	有馬 元治君
川端 達夫君	塚田 延亮君

に供する物」でなければならないのであります。

判決は、「防衛の用に供する物」とは、武器、弾薬、航空機とはほとんど同列に評価し得る程度の密接かつ高度な類似性の認められる物件を指称するといふべきであるとした上で、自衛隊の通信線は「その他の防衛の用に供する物」に当たらないと判示したのであります。したがって、右判決の論旨からすると、船舶や有線、無線の通信設備は「防衛の用に供する物」には該当しないのであります。「防衛の用に供する物」に該当しない船舶、通信は、第九十五條の武器使用防護対象物件となり得ないのであります。よって、本文の改正は、右判例上からも許されないのであります。強く反対をいたします。(拍手)

以上述べましたとおり、自衛隊増強にとどまらず、日米防衛協力の一層の進展に伴い、在日米軍を初め米極東戦力はますます強化されつつあります。具体的には、トマホーク積載艦のたび重なる寄港、F16の三沢配備、激化する日米合同演習、三宅島の米軍機発着訓練場計画、逗子の米軍家族住宅計画及び沖縄における米軍用地二十年強制使用など、日米安保体制は軍事同盟の性格をさらに濃厚にしつつあります。そしてその行き着く先は、当然のごとくSDI研究参加という、米国の宇宙核軍拡への加担にあります。SDIに使用される可能性の高いエックス線レーザーは核爆発によるもので、現在行われている核実験の大部分がSDIの研究用と言われております。SDIを非核と称することは、黒を白と言ふのごとく、全くの詭弁そのものであります。

以上、明らかなとおり、日米軍事同盟のもと、日本が軍事大国への道を際限なく突き進んでいる状況を我々は断じて容認できません。ここに、憲法及び法律違反の軍事力増強の具体的措置を盛り込んだ本防衛二法案について強く反対することを表明し、討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) 北口博君。

〔北口博君登壇〕

○北口博君 私は、自由民主党を代表して、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対して賛成の討論を行うものであります。(拍手) 我が国の独立を維持し、平和と安全を守ることが国家として最も重要な責務であることは、今さら申し上げるまでもございません。また、今日、国際社会における我が国の地位は著しく高まり、世界的視野に立つて国際社会の平和と安全の強化に貢献することが我が国に強く期待されておりますが、そのためには、我が国がみずからの安全保障を確かなものにする必要であります。もとより、世界の平和と安全は人類の最大の課題であります。しかしながら、現下の国際情勢は、ソ連の一貫した軍事力の増強、頻発する国際テロ事件等、依然として厳しく不安定な状況が続いております。我が国の周辺におきましても、極東ソ連軍の顕著な増強と、これに伴う行動の活発化によって我が国に対する潜在的脅威が増大し、また、朝鮮半島における緊張も依然続いております。このような状況のもと、我が国としては今後とも日米安全保障体制を堅持するとともに、有効で効率的な防衛力の整備に努めることが極めて肝要であります。

今回の改正案は、海空自衛隊及び統幕の自衛官並びに予備自衛官を必要最小限度増員するとともに、武器を使用し得る対象に自衛隊の通信施設や船舶を追加すること、さらに、航空機による国賓等の輸送権限を付与すること等を内容とするものであり、いずれも当然の措置であると考えるのであります。

もとより、我が国の平和と安全はひとり自衛隊のみで全うし得るものではありません。政府は、今後とも防衛問題に対する国民の理解と支持のもとに、さらに有効で効率的な防衛力の整備に努め、アジア、ひいては世界の平和と安全に大きく貢献されることを強く要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(原健三郎君) これにて討論は終局いたしました。

三四七

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院会議録第十四号 朗読を省略した議長長の報告

元に還元される必要がある。

1 沖縄開発庁予算に一括計上されている沖縄開発公共事業関係費だけで、昭和四十七年度以降六十年度まで、累計一兆八千十五億円(補正後ベース)が投入された。

ところが、沖縄総合事務局が昭和五十九年度に発注した公共事業費(決算ベース)は、総額三百四十一億千円、そのうち県内企業への発注は四四・四％、残りの五五・六％は県外企業への発注である。

このような状態では、地場産業の振興や中小企業の発展など、経済の自立は図れない。軍事優先・県外大手企業優先の財政投資ではなく、生活道路の整備や公立学校・福祉施設整備など、県民の生活関連公共投資を飛躍的に増やし、県内建設業者への発注や県内産品の積極的使用などで投資効果を高めることが必要と考えるが、現在の公共投資をそのように転換するつもりはないか。

2 産業振興の柱とされる観光業にしても、年間二百万人の観光客が訪れるといわれるが、年間の観光収入の多く(沖縄地域科学研究所の調査では二七・七％)は県外へ流失している。

こうして沖縄経済は「投下された財政資金が最終的には県外に漏出し県内に止まらない資金構造になっている」(琉球銀行調査部「金融経済」二二)。

復帰十四年たつても依然として解決されていないこのような構造を、県民本位に転換する必要があると思うが、政府の見解を具体的に説明されたい。

3 政府は、「新規企業の導入育成の促進」等を図り「産業の振興開発を進め」、「経済の自立の発展を目指す」(二次振計)として、工業開発地区の指定に基づき、糸満工業団地、中城湾港新港地区工業団地の造成などを産業振興の目玉としてきた。これら企業の誘致による

産業振興は、二次振計前半でどれだけ達成されたか、また、計画最終年度の六十六年にはどうなるのか。その見通しを具体的に明らかにされたい。

二 昭和四十六年十一月十五日、復帰を前にしたいわゆる「沖縄国会」の衆院沖縄及び北方問題特別委員会、山中貞則総理府総務長官(当時)は、沖縄法にいう振興開発計画の実施について、「これはやはりきつちりその時期においては十カ年後に到達すべき目標、それへの到達する過程、そういうものが予算においてもあるいはまた政府の全体のそれに対する姿勢においても、明確に示されていかなければなりません」と述べた。また、二次振計に、「政府は、計画の推進状況及びその成果を的確に把握しつつ」と明記し、施策の計画の推進を政府自ら義務付けた。

ところが政府は、二次振計の期間だけをみても、財政援助を強めるどころか、逆に、六十年代八十六億八千六百万円、六十一年度七十億千五百万円(いずれも五十九年度ベース)もの補助金を削減した。沖縄開発庁に一括計上されている振興開発予算は、二次振計に入ってから横ばい、五十九年度からは減額予算となつてきている。

このように、県民生活への財政支出は容赦なく削減したが、米軍への思いやり予算は、一四三・六％(六十一年度当初予算、五十七年度比)と突出させてきた。

1 政府のこうした態度は、「県民への償いの気持ち」どころか、沖縄を二十七年間米軍政下に放置した責任を放棄するものと考えざるを得ない。このように、振興開発の目標と現実はずれ、振興開発の目標と現実とに導いてきている。この現実をどう考えるのか、明確に示されたい。

2 こうした状態で、二次振計を残された五年間で達成できると考えているのか。達成できるとすれば、具体的な計画はあるのか。ま

た、達成できないとすれば、三次振計を考えているのか。

3 二次振計の現状と後期の課題について審議をしている沖縄開発審議会の答申が、当初九月の予定が来月以降に延期されるといふことだが、沖縄の危機的現状からすればどうして許されない。四全総の審議とは切り離し、計画の推進状況とともに、二次振計後期の課題を早急に明らかにすべきであると考えらるがどうか。

三 失業率は依然として全国平均の二倍、とりわけ若年労働者の失業率は三倍を超え、中小企業の倒産は全国一高い水準で推移、県民のくらしは、復帰後十四年たつても、深刻な事態が一向に改善されていない。逆に、六十一年度に入つてからの完全失業率は急増し、特に三月以降六％・五％後半で推移し、八月分ではそのうち五七％は二十九歳未満の若年労働者が占めている(県統計課調べ)。人口の推移は、二次振計当初の見込みを上回り、最終年度の昭和六十六年には、人口二百二十四万人、労働力人口五十五万人(二次振計の当初見込みは、それぞれ百二十万人、約五十三万人)を超えるといわれる(沖縄県「沖縄振興開発の課題と展望」、昭和六十一一年九月)。

失業者の就労促進に努めるといながら、沖縄振興法第三十八条に規定された就労事業など、その気になりさえすればできることも実施せず、沖縄県の失業対策事業費は九州全体平均のわずかに二・五％、一人当たり五十円(五十七年度決算、自治省調べ)という驚くべき実態である。政府が沖縄の失業問題を軽視どころか無視していると言えようべきものである。

いつたい政府は、沖縄の失業が今後どうなるのか、その見通しについて明らかにされたい。また、いかにして失業、中小企業の倒産を防止するのか、具体的方法を今こそ県民の前に明らかにすべきである。具体的に示されたい。

四 一人当たりの県民所得は、全国平均の七割程度、農家所得(一戸当たり)の全国平均との格差は、二次振計が始まってからむしろ拡大の傾向をたどっている。沖縄の農業粗生産額の三分の一以上を占めるさとうきびの生産者手取り価格は、生産費を大幅に下回っているばかりか、五十八年度以降三年間据え置かれていた。その結果、農林水産省の調査でも、昭和五十八年度以降三年間に、生産費は七・五％、一万四千九百四十三円上昇、逆に農家所得は五・七％、七千八百十八円(いずれも十アル当たり)減少している。

1 二次振計の目標として県民所得向上を目指している中で、さとうきび農家の所得は減少の一途をたどっている。これをどのように認識しているのか。

2 政府は、「再生産を確保することを旨として(生産者価格を定める)(砂糖の価格安定等に関する法律第二十一条)との規定に反し、自らの調査による生産費でさえ下回る生産者価格を決定してきた。生産費を償うさとうきび価格」といふのは生産農家の最低限の要求であり、政府の責務であると考えらるがどうか。

五 二次振計においても、「土地利用上大きな制約となつてはいる米軍施設・区域をできるだけ早期に縮小し、産業の振興、生活環境の整備に資するよう跡地の有効利用を図る」必要が明記されているように、米軍基地・施設の存在は「平和で明るい活力ある沖縄県を実現する」(二次振計)上で重大な障害となつていく。

ところが、実態は、「整理縮小」とは逆に在沖米軍基地の機能は一段と強化されてきている。すなわち、米陸軍特殊部隊(いわゆるグリーン・ベレー)の再配備や、B52爆撃機に核攻撃命令を伝達するジャイアント・トック・ステーション、核戦争の指令通信システムであるアフサットコム・ターミナル(嘉手納)の建設、さら

に、日本への返還合意がされている那覇軍港は、米海軍戦略の中で逆に強化、事前集積艦の母港化が進められている。

去る十月三日には、住民や自治体の強い抗議の中、グアム・アンダーソン基地所属のB52G型核戦略爆撃機が嘉手納基地に飛来、沖縄がグアムと不離一体の関係で、アメリカの核戦略体制に深く組み込まれていることを改めて示した。

日米安保条約・米軍基地存続を最優先課題とする政府は、憲法に違反して、米軍基地のために県民から強奪し続けてきた土地を、引き続き二十年間も強制使用しようとしている。

沖縄の空も、嘉手納ラフコンの存在により管制権は依然として米軍の手に委ねられ、米軍と自衛隊の使用が優先される中で、極めて危険な状態にある。

また、沖縄の玄関である那覇空港をはじめ、宮古などの民間空港の軍事利用や、米軍演習による山林破壊、住宅地への被害なども深刻である。

1 日米安全保障協議委員会の場合で返還の合意がされている五千七百四十二ヘクタールのうち、六十年四月一日現在、返還されたのは二千三百ヘクタールにすぎない。残りの三千七百三十九ヘクタールについて、返還計画を具体的に明らかにされたい。

2 返還合意がなされているのは、在沖縄米軍施設・区域のわずか二〇〇％にすぎない(復帰時の防衛庁告示第十二号による告示面積比)。二次振計が、解決すべき基本的課題とする土地利用上の制限、すなわち広大な米軍施設・区域の整理縮小をどのようにして実現しているのか、具体的に示されたい。

3 広大な米軍基地や嘉手納ラフコンの存在に加え、民間空港の軍民共用化、基地機能の強化は、二次振計の目標達成の重大な障害となっており、県民の願いにそむくものである。

直ちにやめるべきと考えるがどうか。

4 軍用地の二十年強制使用は、「財産権はこれを侵してはならない」とした憲法に明確に違反するものである。昨年十二月十日の衆院内閣委員会における私の質問に対し、加藤紘一防衛庁長官(当時)は、安保条約と我が国憲法との関係について「有権的に述べる立場にない」として、明確な答弁を避けている。

米軍基地確保を目的とした土地強奪は、安保条約を日本国憲法に優先させるものであり、断じて許されないと考えるがどうか。右質問する。

内閣衆質一〇七第八号

昭和六十一年十一月十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の振興開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖縄の振興開発に関する質問に対する答弁書

一 〇について

沖縄振興開発事業費の計上に当たっては、第二次沖縄振興開発計画(以下「二次振計」という)を踏まえ、長期的、総合的観点に立つて生活・産業基盤としての社会資本の整備等を図ることに配慮している。

また、沖縄総合事務局が公共工事を発注するに当たっては、可能な限り県内企業の受注機会の拡大及び県内産品の積極的使用に努めている。今後とも、分割発注、共同請負制度の活用等による県内企業の受注機会の確保及び県内産品の積極的使用に配慮してまいりたい。

二 〇について

観光産業を始めとする沖縄経済の自立的発展を図るため、引き続き地場産業の育成強化及び県内産品の利用の促進を図ることが必要である

と考えている。

一 〇について

(1) 沖縄経済の自立的発展を図り、活力ある地域社会を実現するとともに就業の場を確保していくためには、産業の振興開発は最も重要であると考えている。

(2) 政府は、従来から沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)に定める工業開発地区の指定の拡大を行い、既存企業の振興及び新規企業の導入を図ってきたところである。

(3) 工業団地の糸満地区においては、相当数の県内企業が立地又は立地計画をしており、分譲が着実に進展しつつあると聞いている。

また、中城湾港新港地区については、昭和六十三年に一部分譲開始予定で現在造成中であり、企業立地が円滑に進捗することを期待している。

二 〇について

沖縄振興開発予算の計上に当たっては、二次振計を踏まえ、長期的、総合的観点に立つて、生活・産業基盤としての社会資本の整備等を図ることに配慮しており、特に公共事業関係費については、最近の厳しい財政状況の下においても、本土に比べかなり配慮した内容としているところである。

沖縄の経済社会は、総体としては着実に発展してきているものの、生活・産業基盤の面ではなお整備を要するものがみられ、一方では産業振興の問題を始めとして、雇用や水の確保の問題など、まだ解決を要する多くの課題を抱えている。このため、政府としては、二次振計の目標の達成に向けて更に努力する必要があるものと考えている。

また、沖縄振興開発審議会においては、現在二次振計後期の振興方策について検討中であるが、同審議会においては、第四次全国総合開発計画の基本的な考え方を踏まえて、できる限り

早くその内容を明らかにする方向で審議を進めているところである。

なお、二次振計が五年余を残している現時点においては、第三次計画の必要の有無を判断するのは、時期尚早であると考えている。

三 〇について

(1) 二次振計では、雇用需要の増大につながる産業振興方策を講ずること等により、昭和六十六年における雇用失業情勢はかなり改善され、労働力人口は約五十三万人、就業者総数は五十一万人を超え、失業者数は二万人未満に減少するものと見込んでいるところである。

(2) 沖縄県の厳しい雇用問題に対処するためには、基本的には、産業を振興して県内における雇用機会の拡大を図ることが必要であり、雇用対策の面でも、産業の振興との有機的な連携の下に雇用機会の拡大に結びつく施策の推進に努めることが重要である。

こうした観点から、経営基盤の弱い弱な沖縄の地元企業の基盤の強化を図ることにより雇用需要の増大に努めるとともに、若年求職者に対し雇用機会を創出するための職場適応訓練を実施しているほか、学卒就職予定者に対する進路指導、職業指導の充実等を図っているところである。また、沖縄県全域において地域雇用促進給付金制度を適用して地域の労働力需給の円滑な結合を促進するとともに、地方自治体等関係機関の協力の下に、地域の特性に応じた雇用機会の開発を図る目的で、地域雇用開発推進事業を実施しているところであり、今後とも引き続きこれらの施策を推進してまいりたい。

また、中小企業の倒産防止対策については、従来から中小企業倒産防止共済制度、倒産関連特例保証制度等各般の対策を実施している。

特に、中小企業信用保険については、円高

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号 朗読を省略した議長の報告

の進展等に対応し、倒産関連保証の付保限度額の別枠を一千万円から二千万円にすること等を内容とする「中小企業信用保険法の一部を改正する法律案」を去る十月三十一日に提出したところである。

今後とも、各対策を積極的に活用することにより、中小企業の倒産防止に努めてまいりたい。

四について

さとうきびについては、砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九号)に基づいて、農業バリエーション指数に基づき算出される価格を基準とし、さとうきびの生産費、競合農作物の状況、物価その他の経済事情を参酌し、さとうきびの再生産を確保することを旨として最低生産者価格を適正に決定しており、これに奨励金を加えることにより農家所得の確保に努めているところである。

五の1、2及び3について

沖縄における日米安全保障条約に基づく米軍の駐留及び自衛隊の配備は、我が国の安全の確保のために必要なものであり、政府としては、今後とも、これらと二次振計の推進との調和を図りつつ、施策を進めてまいりたい。

なお、日米安全保障協議委員会において了承された施設及び区域の整理統合計画の実施については、政府としても、従来から努力してきているが、移設先の選定が困難である等個々の施設及び区域の具体的状況を勘案しつつ、今後とも一歩一歩推進する所存である。

五の4について
日米安全保障条約に基づく米軍の駐留は、我が国の安全を確保する上で重要であつて高度の公共性を有し、したがつて、その駐留の用に供するため土地を使用することが憲法第二十九条第三項の「公共のために用ひる」ことに該当することは明らかであり、御指摘は当たらない。右答弁する。

一、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員藤原房雄君提出我が国の地方文化の振興に関する質問に対する答弁書

我が国の地方文化の振興に関する質問主意書の質問主意書を提出する。

昭和六十一年十月二十七日

提出者 藤原 房雄

衆議院議長 原 健三郎殿

我が国の地方文化の振興に関する質問主意書

書
今日、我が国においては、国民の生活水準の向上、高学歴社会の進行や、労働時間の短縮等による自由時間が増大する中で、文化に対する関心が高まり、要求は質・量ともに一段と増大している。

このような中で、国においては、これら国民の文化に対する要求に的確に応えるべく、各般の施策に取り組んでいくところであるが、今後は国際化・情報化など来るべき二十一世紀の時代社会に対応し、地方文化の育成を視点においた各種の施策を積極的に推進すべきと考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 我が国における文化の振興についての基本的な考え方及び文化の振興に係る国と都道府県の体制と役割分担についてどのように考えているか。

二 文化庁は、文部省設置法第十二条で、その任務を文化の振興及び普及並びに文化財の保存及び活用等を図ることとあり、そのための予算は、今年度三百六十億円を超える規模で計上されている。しかし、一方で他省庁においても、文化関係予算が計上執行されている。

国と都道府県の関係において、基本的には、文化庁が抱える補助事業の予算は、都道府県において、教育委員会に交付されているが、他

省庁が抱える補助事業については、どこに交付されているのか。

また、文化庁と他省庁において、交付先が異なる理由を明示されたい。

三 我が国の文化の振興については文化庁が担当し、都道府県においては「地方自治法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育委員会が、その事務を管理、執行している。

しかし、近年、いわゆる文化の時代とも言われる中で、国民の文化に対する関心が高まり、特に、衣食住を中心とする生活文化については、それが顕著である。そのため、都道府県においては、地域住民の要求に応えるとともに、併せて、いわゆる行政の文化化を推進する上から、知事部局に文化担当の機構を設置し、各種の施策を推進している自治体が増えており、一定の成果があがっている。

このように、我が国の文化の振興に係る推進体制を見ると、二重行政とも見受けられる状況があるが、どのように認識しているのか。また、これらに対して、国においては、何らかの措置を講ずる用意があるのか伺いたい。

四 昭和六十一年度文化庁予算についてである。芸術文化の振興について、例えば、芸術鑑賞機会の充実、青少年芸術劇場などの事業があるが、これらの事業はどのような考え方に基づいて行っているのか。

また、オーケストラやオペラなどの地方巡回公演については、地方の要求をも、くみとるなど弾力的な内容として実施すべきと考えるがどうか。

五 我が国における文化の振興及び普及等を円滑に推進するために「文化振興法(仮称)」と云うべきものを制定すべきと考えるがどうか。

六 国民文化祭について、明年度の取り組みについて伺いたい。

また、この事業を実施するに当たつて、文化庁、都道府県、市町村等における財政負担については、どのようになっているのか。地方への負担増を強いることのないよう配慮すべきと考えるがどうか。

七 民間芸術活動の振興について、文化庁は、昨年、文化庁長官の私的諮問機関として、有識者による「民間芸術活動の振興に関する検討会議」を設置し、この二年間、我が国の芸術活動振興の方途を検討してきたが、七月二十八日、その報告書が提出された。文化庁は、この報告書をどのように受けとめているのか。

八 同報告書の中で指摘されている、民間活力導入による芸術振興基金の設置、芸術センターの設置については、今後、どのように取り組むのか。特に、個人・企業等の民間からの寄付に対する税制上の優遇措置については、現在、どのように検討しているのか。また、入場税の軽減等による入場料の引下げについてはどうか伺いたい。

九 同検討会議が指摘する「芸術家の経済的基盤の改善」の具体的な方策としては、給与所得税、物品税等税制面での優遇措置や、不慮の事故、傷病・老後の生活保障のための共済制度の確立、あるいは文化功労者年金制度の拡充を図るべきだと考えるがどうか。

十 同報告書の中では、特に、国として、地方の芸術文化の振興に向けて、側面から支援・条件整備に努めるべきであるとの考え方が示されている。

そこで、現在、札幌市が推進している「芸術の森」構想についてであるが、国においては、この構想をどのように位置付けているのか。

また、同構想推進のために、国においては、今後必要な財源措置等を講ずるべきと考えるがどうか。

十一 来るべき二十一世紀の北方圏の新しい芸術文化の創造を目指す同構想には、地方の芸術家の養成はもとより、我が国の新たな芸術文化の

創造と研究の機関としての芸術大学の誘致が不可欠である。

札幌市においては、目下、芸術大学誘致については、第三セクター等の方法も含めて検討しているところである。関係省庁における具体的な支援方策はあるのか。

また、国においては、同構想の推進に必要な財源対策についてどのように考えているのか。

十二 国においては、「芸術の森」構想の上から、特に、地域総合整備事業債の適用を受けられるよう制度の継続と、同整備事業債の交付税算入の継続については、今後も引き続き配慮すべきと考えるがどうか。また、地域総合整備事業債の充当率については、今年度、七〇パーセントから七五パーセントに引き上げられたが、今後各団体における財政負担の軽減を図るため充当率の引上げについても、検討すべきと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆議一〇七第一一〇号

昭和六十一年十一月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎殿
衆議院議員藤原房雄君提出我が国の地方文化の振興に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員藤原房雄君提出我が国の地方文化の振興に関する質問に対する答弁書

一 文化の振興に当たっては、文化に対する国民の関心の高まり及び要求の多様化に対応した文化の諸条件の整備に努めることが大切であると考え。

その際、国は全国的、国際的な視野と展望に立つた振興方策や地域間の格差の是正を図るための施策を、都道府県は地域の特性を生かした

施策を相互に連携して進めるべきであると考え。

二 について

各省庁が所管する御指摘のような補助事業については、それぞれの行政目的を達成するために実施されており、都道府県においては、それぞれ担当部局がその事務を処理しているところである。

三 について

都道府県においては、法律の定めるところにより、教育委員会が所管するものとされているものを除き、文化に関連する一般施策については、地域の実情に即して、教育委員会及び知事部局等の関係部局において行われているのが通例である。教育委員会所管の事務を含め、文化関連施策の実施に当たっては、そのより一層の推進を図る観点から、これら関係部局の緊密な連携、協力のもとに行われているものと考えている。

四 について

青少年芸術劇場などの事業は、地方において優れた芸術を鑑賞する機会を確保し、地方における芸術文化の振興に寄与することをねらいとして行っているものである。

これらの事業の実施に当たっては、毎年、都道府県からの要望を聴取し、また、種目、演目等が偏らないよう配慮しているところである。

五 について

御指摘のことについては、文化の振興を図る上で意義のあることと考えるが、各分野にわたって自由かつ多様な形で行われている文化に関する諸活動を対象として、どのような内容のものが最も適切であるかについて、慎重な検討を要するものと考えている。

六 について

昭和六十二年における国民文化祭については、現在、検討中である。

議し、かつ、多額の財政負担増をもたらすことのないよう、効率的実施に配慮しつつ進めてまいりたい。

七 について

文化庁においては、我が国の民間芸術活動の将来の展望とその振興の方途について、学識経験者の協力を得て検討を行ったところであるが、芸術活動振興のための施策を進めるに当たって参考となる意見が得られたと考えている。

八 について

御指摘の具体的な事項については、現下の行財政状況等に配慮しながら、今後の施策を進めるに当たって参考にしてまいりたい。

九 について

芸術家の経済的基盤の改善方策については、問題の多いものもあるが、今後の検討課題の一つと受け止めている。

十 について

地方自治体が地域の実情に即した特色のある芸術文化振興施策を講ずることは、国としても望ましいことと考えており、御指摘の構想について、今後とも、必要に応じ、適切な指導、助言等を行ってまいりたい。

十一 について

札幌市の芸術大学誘致については十分承知していないが、関係者からの要請があれば、一般的技術的助言を行うこととした。

なお、本件については、国として特段の財源対策は考慮していない。

十二 について

地域総合整備事業債及びその元利償還金の交付税算入措置については、今後とも継続してまいりたい。

また、地域総合整備事業債の充当率については、今後とも検討してまいりたい。

右答弁する。

（答弁通知書受領）

君提出東京湾横断道路に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和六十一年十二月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

老人保健法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十一年九月十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

老人保健法等の一部を改正する法律
（老人保健法の一部改正）
第一条 老人保健法昭和五十七年法律第八十号の一部を次のように改正する。

目次中「医療以外」を「医療等以外」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改め、「医療の実施」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第七条第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この法律に規定する保険者の拠出金等に関する重要事項」を「老人保健に関する重要事項（第二十条に規定する医療等以外の保健事業に関する事項並びに第三十条第一項及び第三十一条の二第七項に規定する事項を除く。次項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 審議会は、老人保健に関する重要事項について、関係行政機関に対し意見を述べることが出来る。
第十二条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 特定療養費の支給（医療費の支給を含む。第十七条の二、第三十一条の二及び第三十二条を除き、以下同じ。）

第十七条中「掲げる給付」の下に「(第三十一条の二第一項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定療養費の支給)

第十七条の二 特定療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十一条の二第一項の規定により支給する給付とする。

「第二節 医療以外の保健事業」を「第二節 医療等以外の保健事業」に改める。

第二十条の前の見出し中「医療」を「医療等」に改め、同条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下この節において「医療等」という。)」を加える。

第二十一条から第二十四条までの規定中「医療以外」を「医療等以外」に改める。

第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

(保健サービス等との連携及び調整等)

第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、第二十二条に規定する保健サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)その他の法令に基づき福祉サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならない。

「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改める。

「第一款 医療の実施」を「第一款 医療の実施及び特定療養費の支給」に改める。

第二十八条第一項第一号中「四百円」を「千円」に改め、同項第二号中「三百円」を「五百円」に改

め、同条第三項を次のように改める。

3 厚生大臣が定める疾病に係る医療を受けている者であつて厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けたものが、当該疾病に係る医療を受けた場合において、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った第一項第二号の一部負担金の額の合計額(当該認定を受けた月にあつては、その月の当該認定を受けた日以後の期間に係る同号の一部負担金の額の合計額とする。)が政令で定める額に達するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、同号の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(特定療養費)

第三十一条の二 市町村長は、この法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人医療受給対象者」という。)が、健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関若しくは国民健康保険法第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関(以下「特定承認保険医療機関等」という。)のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は保険医療機関等のうち自己の選定するものについてその者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養を受けたときは、その者に對し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養につき第三十条第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生大臣が定め

る基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下この項において「特定療養費算定額」という。)から第二十八条に規定する一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、前項に規定する厚生大臣が定める療養と併せて第十七条第一号から第四号までに掲げる給付に係る療養を受けた者に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。

3 特定承認保険医療機関等及び保険医療機関等並びに保険医等は、厚生大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、特定療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

4 老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関等について療養を受け、又は保険医療機関等について第一項に規定する厚生大臣が定める療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に對し特定療養費の支給があつたものとみなす。

6 特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした

老人医療受給対象者に對し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 厚生大臣は、第一項に規定する療養、第二項の規定による基準並びに第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

8 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

9 第二十五条第二項、第三項(第三号を除く。及び第五項(第三号を除く。)、第二十七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、特定承認保険医療機関等並びに特定承認保険医療機関等について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

10 第二十五条第二項から第五項まで、第二十七条、第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた第一項に規定する厚生大臣が定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第三十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、同項第一号中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同項第二号中「保険医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医

療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、同条第二項中「医療に要する費用」の下に「又は特定療養費に係る療養に要する費用」を加え、同条第三項中「額とする」を「額とし、特定療養費に係る療養に要する費用の額は、前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とする」に、「その額を」を「それらの額」に改め、「現に医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

第三十三条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第三十四条中「医療は」を「医療又は特定療養費の支給は」に改める。

第三十五条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十六条の前の見出し中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条中「医療は、」を削り、「その期間」の下に「に係る医療又は特定療養費の支給は」を加える。

第三十七条及び第三十八条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十九条中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に、「医療に」を「医療又は特定療養費に係る療養に」に、「医療の」を「医療又は特定療養費の支給の」に改める。

第四十条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十一条中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に改め、「支払った価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加える。

第四十二条第一項中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に改め、「価額」の下に「又は

支給した特定療養費の額」を加え、同条第二項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第三項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、「費用の支払」の下に「又は第三十一条の二第四項の規定による支払」を加える。

第四十三条中「医療に」を「医療又は特定療養費の支給に」に、「当該医療を受ける」を「当該医療若しくは特定療養費の支給を受ける」に、「当該医療を担当する」を「当該医療若しくは特定療養費に係る療養を担当する」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十五条中「除く」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第四十六条中「除く」の下に「及び特定療養費」を加える。

第四十七条中「当該市町村が行う医療」の下に「及び特定療養費の支給（以下「医療等」という。）を加え、「費用及び」を「費用」に、「医療に」を「医療等に」に改める。

第四十八条第一項中「医療」を「医療等」に改め、「第二十九条第二項」の下に「第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項（第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。）に改める。

第四十九条から第五十二条までの規定中「医療を」を「医療等」に改める。

第五十四条ただし書中「超える額」の下に「とその超える額に係る調整金額との合計額」を、

「満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算医療費提出金の額と確定医療費提出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

第五十五条第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の概算医療費提出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（当該年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超えない保険者にあつては、平均一人当

たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（次号において「調整対象外医療費見込額」という。）を除く。）に概算加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額

2 前項第一号の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十五条第三項中「第一項第一号」を「第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項を次のように改める。

第五十四条第一項の確定医療費提出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が前々年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額（前々年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額として厚生省令で定めるところにより算定される額を前々年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。）で除して得た率が、前条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た

額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)に確定加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費額
第五十六条第二項中「前項第二号」を「前項第一号」に改める。

第五十七条中「第二十九条第二項の下に」(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))を加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。))」に、「医療を医療等」に、「同条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項並びに第七十九条第一項及び第二項中「医療」を「医療等」に改める。

第八十二条第一項中「及び」の下に「特定療養費又は」を加える。

第八十六条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

附則第二条(見出しを含む。中「医療」を「医療等」に改める。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

第三条から第五条まで 削除

(国民健康保険法の一部改正)

第二条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十三条の二」に改める。

第九条第五項中「及び被保険者証」を「並びに

被保険者証及び被保険者資格証明書」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「被保険者証」の下に「又は被保険者資格証明書」を加え、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 市町村は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。第五項、第六十三条の二及び第七十二条の二において同じ。)を滞納している世帯主(その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)による一般疾病医療費の支給その他厚生省令で定める医療に関する給付(次項及び第六項において「老人保健法の規定による医療等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)に係る被保険者証の返還を求めることができる。この場合において、当該世帯主は市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。

4 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(老人保健法の規定による医療等を受けることができる者)を除く。)に係る被保険者資格証明書(その世帯に属する老人保健法の規定による医療等を受けることができる者があるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証)を交付する。

5 市町村は、被保険者資格証明書の交付を受

けている世帯主が滞納している保険料を完納したとき又はその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認めるときは、当該世帯主に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証を交付する。

6 世帯主が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、その世帯に属する被保険者が老人保健法の規定による医療等を受けることができる者となつたときは、市町村は、当該世帯主に対し、当該被保険者に係る被保険者証を交付する。

第二十二條中「第四項」を「第八項」に、「及び被保険者証」を「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」に改める。

第三十六條第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

第四十條の二中「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を加える。

第四十八條第五号及び第四十九條第三号中「医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

第五十三條第一項中「療養を受けた」を「療養(当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間の療養を除く。)を受けた」に改める。

第五十四條の二を第五十四條の三とし、第五十四條の次に次の一条を加える。

第五十四條の二 保険者は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関について診療又は薬剤の支給を受けたときは、療養費を支給するものとする。

2 前項に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されているとすれば前条第一項の規定が適用されることとなるときは、保険者は、療養費を支給することができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による療養費について準用する。この場合において、同条第四項中「療養の給付を受けるべき場合」とあるのは、被保険者証が交付されているならば療養の給付を受けることができる場合とし、「特定療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは、被保険者証が交付されているならば特定療養費の支給を受けることができる場合」と読み替えるものとする。

第五十五條第一項中「若しくは第五十三條第一項」を「第五十三條第一項に、「療養又は」を「療養若しくは療養費に係る療養又は」に改め、「医療」の下に「若しくは特定療養費に係る療養」を、「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。))」を加え、同条第二項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。))」を加え、同項第一号中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を、「場合における医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第三項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支

給を含む。を、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第五十六条第一項中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。を)を加える。

第五十九条中「特定療養費の支給」の下に「(療養費の支給を含む。以下この節において同じ。を)を加える。

第四章第三節第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二 保険者は、保険給付(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。を受けることができる世帯主又は組合員が、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納しているときは、厚生省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

第六十四条第一項中「(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。を)を削る。

第七十二条の二中「(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。を)を削る。

第八十一条の三ただし書中「超える額」の下に「(とその超える額に係る調整金額との合計額)を、「満たない額」の下に「(とその満たない額に係る調整金額との合計額)を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての被用者保険等保険者に係る概算療養給付費提出金の額と確定療養給付費提出金の額との過不足額につき生ずる利子その他

の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各被用者保険等保険者ごとに算定される額とする。

第八十一条の四第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第八十一条の五第一項中「第八十一条の三」を「第八十一条の三第一項」に改める。

第九十一条第一項中「交付の請求」の下に「又は返還」を加える。

第二百二十七条第一項中「又は第三項」を「若しくは第七項」に、「又は虚偽の届出をした者」を「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」に改める。

(老人福祉法の一部改正)
第三条 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の二」に改める。

第一章中第十条の次に次の一条を加える。

(連携及び調整)
第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たっては、前条に規定する老人保健法に基づき措置との連携及び調整に努めなければならない。

(老人保健法の一部改正)
第四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用」を「第四章 老人保健施設療養費の支給(第四十六條の二)」「第四十七條 老人保健施設療養費の支給(第四十六條の六)」「第四十八條 老人保健施設療養費の支給(第四十六條の十七)」

六条の五)に、「第八十五条」を「第八十四条の二」に改める。

第六條に次の一項を加える。

4 この法律において「老人保健施設」とは、疾病、負傷等により、寝たきりの状態にある老人又はこれに準ずる状態にある老人(その治療の必要の程度につき厚生省令で定めるものに限る。)に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設として、第四十六條の六第一項の都道府県知事の許可を受けたものである。

第十二条第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 老人保健施設療養費の支給
第十七条の二の次に次の一条を加える。

(老人保健施設療養費の支給)
第十七条の三 老人保健施設療養費の支給は、第四十六條の二第一項の規定により支給する給付とする。

第二十條中「及び特定療養費の支給」を、「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改める。

第二十九條第三項中「国民健康保険団体連合会」の下に「(以下「連合会」という。を)を加える。

第三章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 老人保健施設療養費の支給
(老人保健施設療養費の支給)

第四十六條の二 市町村長は、老人医療受給対象者が、老人保健施設から看護、医学的管理

の下における介護及び機能訓練その他必要な医療(以下「施設療養」という。)を受けたときは、その者に対し、当該施設療養に要した費用(食費その他の厚生省令で定める費用を除く。以下同じ。)について、老人保健施設療養費を支給する。

2 前項の老人保健施設療養費は、厚生省令で定めるところにより、市町村長が必要と認める場合に限り、支給するものとする。

3 施設療養を受けようとする者は、厚生省令で定めるところにより、自己の選定する老人保健施設について、健康手帳を提示して、受けるものとする。

4 老人保健施設療養費の額は、老人保健施設において受ける施設療養の態様に応じて定額とし、当該施設療養に要する平均的な費用(食費その他の厚生省令で定める費用を除く。)の額を基礎として厚生大臣が定める。

5 厚生大臣は、前項の定めをしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 老人医療受給対象者が老人保健施設から施設療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該老人保健施設に支払うべき当該施設療養に要した費用について、老人保健施設療養費として老人医療受給対象者に対し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該老人保健施設に支払うことができる。

7 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し老人保健施設療養費の支給があつたものとみなす。

8 市町村は、老人保健施設から老人保健施設

療養費の請求があつたときは、第四項の規定による厚生大臣の定め及び第四十六条の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準（施設療養の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

9 市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金、連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

10 前各項に規定するもののほか、老人保健施設の老人保健施設療養費の請求に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(領収証の交付)

第四十六条の三 老人保健施設は、施設療養その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

(特別会計)

第四十六条の四 市町村は、老人保健施設療養費の支給に関する収入及び支出について、第三十三条に規定する特別会計において経理するものとする。

(準用)

第四十六条の五 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第二項及び第三項、第四十五条並びに第四十六条の規定は、老人保健施設療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 老人保健施設

(開設許可)

第四十六条の六 老人保健施設を開設しようとする者は、厚生省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 老人保健施設を開設した者（以下「老人保健施設の開設者」という。）が、当該老人保健施設の収容定員その他厚生省令で定める事項を変更しようとするときも、前項と同様とする。

3 都道府県知事は、前二項の許可の申請があつた場合において、次の各号（前項の申請にあつては、第二号及び第三号）に該当するときは、前二項の許可を与えることができない。

一 当該老人保健施設を開設しようとする者が、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生大臣が定める者でないとき。

二 当該老人保健施設が第四十六条の八第一項に規定する施設又は同条第二項に規定する人員を有しないとき。

三 第四十六条の八第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準に従つて適正な老人保健施設の運営をすることができないと認められるとき。

4 都道府県知事は、営利を目的として、老人保健施設を開設しようとする者に対しては、第一項の許可を与えないことができる。

(施設療養に関する業務の管理)

第四十六条の七 老人保健施設の開設者は、厚生省令で定めるところにより、当該老人保健

施設に係る施設療養に関する業務を医師に管理させ、又は自ら管理しなければならない。

(施設の基準)

第四十六条の八 老人保健施設は、厚生省令で定めるところにより、療養室、診察室、機能訓練室、談話室その他の厚生省令で定める施設を有しなければならない。

2 老人保健施設は、厚生省令で定める員数の医師、看護婦及び介護その他の業務に従事する従業者を有しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、老人保健施設の設備及び運営に関する基準は、厚生大臣が定める。

4 老人保健施設の開設者は、前項の基準に従い、老人の心身の状況等に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供するものとし、いやくも老人の福祉を損なうような老人保健施設の運営を行つてはならない。

5 厚生大臣は、第一項及び第二項の厚生省令を定めようとするとき、並びに第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(広告制限)

第四十六条の九 老人保健施設に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 老人保健施設の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

二 老人保健施設に勤務する医師及び看護婦の氏名

三 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項各号に掲げる事項を広告するに当たつても、医師又は看護婦の技能又は経歴に関する事項にわたつてはならない。

3 前二項の規定にかかわらず、厚生大臣が特に必要があると認めて定める事項は、これを広告することができる。この場合において、厚生大臣は、その広告の方法についても、必要な定めをすることができる。

4 第一項各号に掲げる事項又は前項の規定に基づき厚生大臣が定める事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたり、又はその方法が同項の規定による定め違反してはならない。

(変更の届出)

第四十六条の十 老人保健施設の開設者は、第四十六条の六第二項の規定による許可に係る事項を除き、当該老人保健施設の開設者の住所その他の厚生省令で定める事項に変更があつたときは、厚生省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告等)

第四十六条の十一 厚生大臣、都道府県知事又は保健所法（昭和二十二年法律第一号）第一条の規定に基づく政令で定める市の市長は、必要があると認めるときは、老人保健施設の開設者、施設療養に関する業務を管理する者又は医師その他の従業者（以下「開設者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、開設者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、開設者

等に対して質問させ、若しくは老人保健施設に立ち入り、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設備の使用制限等)

第四十六条の十二 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六条の八第一項に規定する施設を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する基準(設備に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずることができる。

(変更命令)

第四十六条の十三 都道府県知事は、老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者が当該業務を管理する者として不適当であると認めるときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、当該業務を管理する者の変更を命ずることができる。

(業務運営の改善命令等)

第四十六条の十四 都道府県知事は、老人保健施設が、第四十六条の八第二項に規定する人員を有しなくなつたとき、又は同条第三項に規定する老人保健施設の設備及び運営に関する

基準(運営に関する部分に限る。)に適合しなくなつたときは、当該老人保健施設の開設者に対し、期間を定めて、その運営の改善を命じ、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

(許可の取消し)

第四十六条の十五 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、当該老人保健施設に係る第四十六条の大第一項の許可を取り消すことができる。

一 老人保健施設の開設者が、第四十六条の六第一項の許可を受けた後正当の理由がないのに、六月以上その業務を開始しないとき。

二 老人保健施設の開設者が前三条の規定による命令に違反したとき。

三 老人保健施設の開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があつたとき。

四 老人保健施設療養費の請求に関し不正があつたとき。

五 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 老人保健施設の開設者等が、第四十六条の十一第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該老人保健施設の従業者がその行為をした場

合において、その行為を防止するため、当該老人保健施設の開設者又は当該老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(医療法の準用)

第四十六条の十六 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第九条の規定は老人保健施設の開設者について、同法第十五条第一項の規定は老人保健施設に係る施設療養に関する業務を管理する者について、同法第二十五条の二の規定は保健所を設置する市の市長が第四十六条の十一第一項の規定により行う処分に対する不服申立てについて、同法第三十条の規定は第四十六条の十二から前条までの規定に基づき処分について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的統替等は、政令で定める。

(医療法との関係等)

第四十六条の十七 老人保健施設は、医療法にいう病院又は診療所ではない。ただし、医療法及びこれに基づく命令以外の法令の規定(健康保険法、国民健康保険法その他の法令の政令で定める規定を除く。)において「病院」又は「診療所」とあるのは、老人保健施設(政令で定める法令の規定にあつては、政令で定めるものを除く。)を含むものとする。

2 施設療養を受けている者が老人保健施設について受ける医療及び機能訓練は、第三章(第四節を除く。)に規定する医療及び医療等以外の保健事業には含まれないものとする。

第四十七条中「及び特定療養費の支給」を、「特

定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改める。

第四十八条第一項中「及び第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」を「並びに第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。及び第四十六条の二第八項に改め、「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第四十六条の二第九項」を加える。

第五十七条中「第二十九条第二項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」の下に「及び第四十六条の二第八項」を、「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に「及び第四十六条の二第九項」を、「関する第二十九条第二項」の下に「及び第四十六条の二第八項」を加える。

第八十二条第一項中「又は医療費の支給」を「若しくは医療費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

第七章中第八十五条の前に次の一条を加える。

第八十四条の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の九第一項、第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第四十六条の十二又は第四十六条の十三の規定に基づき命令に違反した者

第八十六条中「又は特定療養費の支給」を、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給に改め、「第四十四条第二項」の下に「(第四十六條の五において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同項」を「第四十四條第二項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第八十六条の二 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条の七の規定に違反した者

二 第四十六条の十一第一項の規定による報告若しくは提出若しくは提示を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第四十六条の十六において準用する医療法第九條の規定に違反した者

法第九條の規定に違反した者

第八十六条の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第八十四条の二又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(医療法の一部改正)

第五條 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二 第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、都道府県知事は、当該地域における既存の病床数を算定するに当たっては、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による老人保健施設(以下「老人保健施設」という。)の収容定員数は、厚生省令の定めるところにより、前条第二項に規定するその他の病床に係る既存の病床数とみなす。

第三十九條第一項中「又は医師」を、「医師に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第四十二條 第四十四條第二項第三号、第四十七條第一項及び第四十八條中「又は診療所」を、「診療所又は老人保健施設」に改める。

第六十五條中「又は第三十九條第一項」を、第三十九條第一項に改め、「診療所」の下に「又は老人保健施設」を加える。

第六十八條の二 第二項中「又は診療所」を、診療所又は老人保健施設に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第六條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)にいう老人保健施設を利用させる事業

附則
(施行期日)
第一條 この法律は、昭和六十一年十一月二日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中老人保健法第七條第二項の改正規定、同法第七條に一項を加える改正規定及び同法第三十一條の次に一條を加える改正規定(同法第三十一條の二第七項及び第八項に係る部分に限る。)、第四條中老人保健法第三章第三節の次に一節を加える改正規定(同法第四十六條の二第五項に係る部分に限る。)、及び同法第三章の次に一章を加える改正規定(同法第四十六條の八第五項に係る部分に限る。)

並びに附則第四條第二項の規定 公布の日

二 第四條の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)、第五條の規定及び第六條の規定並びに附則第十七條から附則第二十二條まで、附則第二十四條及び附則第二十八條の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(医療費に関する経過措置)

第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る第一條の規定による改正前の老人保健法(以下「旧老健法」という。))の規定による医療費の額については、なお従前の例による。

(医療費拠出金等に関する経過措置)

第三條 第一條の規定による改正後の老人保健法(以下「新老健法」という。))第五十四條第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の医療費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十年度以前の年度の医療費拠出金の額の算定については、なお従前の例による。

2 昭和六十年度以前の年度の医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

第四條 昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額は、新老健法第五十五條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 旧老健法の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費拠出金の額の十二分の一に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われる医療及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「施行日以後医療費見込額」という。))に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たりの施行日以後医療費見込額」という。))として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たりの施行日以後医療費見込額」という。))に百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五條第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

2 前項第二号ロの政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

第五条 昭和六十一年度の確定医療費提出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日前に行われた医療（医療費の支給を含む。）に要する費用の額にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額

イ 一からロに規定する加入者按分率を控除して得た率

ロ 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十一年度に係る旧老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た率

二 次に掲げる額の合計額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する施行日以後に行われた医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額（以下この号において「施行日以後医療費額」という。）に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に

係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。）で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（ハにおいて「調整対象外医療費額」という。）を除く。）の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の八十を乗じて得た額

第六条 附則第四条の規定に基づき算定される昭和六十一年度の概算医療費提出金の額に相当する額（以下この項において「概算提出金相当額」という。）から旧老健法第五十五条第一項の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費提出金の額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費提出金の額は、附則第四条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算提出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

2 前条の規定に基づき算定される昭和六十一年度の確定医療費提出金の額に相当する額（以下この項において「確定提出金相当額」という。）

から、市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療及び特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）に要する費用の額について旧老健法第五十六条の規定の例により算定される額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額であつた保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の確定医療費提出金の額は、前条の規定にかかわらず、当該保険者に係る確定提出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

第七条 第一号に掲げる額（以下この項において「概算提出金相当額」という。）から第二号に掲げる額を控除した額（以下この項において「増加額」という。）が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費提出金の額は、新老健法第五十五条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算提出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

一 新老健法第五十五条の規定に基づき算定される当該保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費提出金の額に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十一年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療（医療費の支給を含む。）、特定療養費の支給（医療費の支給を含む。）及び老人保健施設療養費の支給に要する費用

の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額（以下この項において「昭和六十一年度老人医療費見込額」という。）にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額の十二分の八に相当する額

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た率

次に掲げる額の合計額の十二分の四に相当する額

(1) 昭和六十一年度老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十一年度老人医療費見込額（当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十一年度老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十一年度老人医療費見込額（以下この項において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。）で除して得た率が、昭和六十一年度に係る新老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額（3）において「調整対象外医療費見込額」という。）

療養見込額」という。)を除く。)の百分の八十に相当する額に昭和六十二年に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

(3) 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

2 前項の規定は、昭和六十二年の確定医療費提出金について準用する。この場合において、「概算提出金相当額」とあるのは「確定提出金相当額」と、「多額になると見込まれる」とあるのは「多額であつた」と、「概算医療費提出金」とあるのは「確定医療費提出金」と、「新老健法第五十五条」とあるのは「新老健法第五十六条」と、「支弁する」とあるのは「支弁した」と、「費用の見込額」として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年老人医療費」と、「新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率」とあるのは「新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率」と、「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは「平均一人当たり老人医療費」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費」と読み替えるものとする。

第八条 前二条の規定の適用がある保険者以外の保険者に係る概算医療費提出金の額又は確定医療費提出金の額の算定に關し、前二条の措置に伴い必要な新老健法第五十五条若しくは第五十六条又は附則第四条若しくは第五十五条の規定の特例その他の事項は、政令で定める。

(昭和六十一年度の提出金の額の變更等)
第九条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十

三年法律第二百二十九号)による社会保険診療報酬支払基金は、この法律の施行後遡及なく、各保険者が昭和六十一年度に納付すべき提出金の額を變更し、当該各保険者に對し、變更後の提出金の額を通知しなければならない。

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第六十三条の二の規定は、施行日以後に受けた療養に係る特定療養費、療養費、特例療養費、高額療養費若しくは同法第四十三条第三項若しくは第五十六条第二項の規定による差額の支給又は施行日以後の出産及び死亡その他の事由に基づく同法第五十八条の規定による給付について適用する。

第十一条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第八十一条の三第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の療養給付費提出金の額の算定について適用し、昭和六十一年度以前の年度の療養給付費提出金の額の算定については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第十二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条ノ四第二項中「医療」の下に「及特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第四十三条ノ六中「医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十五条第一項中「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を、

「又ハ同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定

療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十六条第二項中「医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

第六十九条の十二第二項第二号中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九条の十五第一項中「及び老人保健法」を「並びに老人保健法」に改め、「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加え、同条第五項中「医療の下に」若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

(船員保険法の一部改正)

第十三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「医療」の下に「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十条ノ九第二項中「老人保健法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を、

「同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「其ノ医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を加える。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条及び第六十四条第三項中「規定による医療の下に」特定療養費」を加える。

第八十七条の五第一項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十五条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七

年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条及び第六十六条第三項中「規定による医療の下に」特定療養費」を加える。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十九条第三項の下に」(同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)を加える。

(健康保険法の一部改正)

第十七条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「医療又ハ特定療養費ノ支給」を「医療、特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

第六十九条の十二第二項第二号中「若しくは

特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の十五第一項中「及び特定療養費の支給」を「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給に改め、同条第五項中「医療若しくは特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九條の二十六第一項ただし書中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。
(船員保険法の一部改正)
第十八條 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十一條第一項前段中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養ニ係ル療養」に改める。
第五十條ノ九第二項中「若ハ特定療養費ノ支給」を「特定療養費ノ支給若ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。
第五十條ノ九第二項中「若ハ特定療養費ノ支給」を「特定療養費ノ支給若ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)
第十九條 国民健康保険法の一部を次のように改正する。
第五十五條第一項中「若しくは特定療養費に係る療養」を「特定療養費に係る療養若しくは老人保健施設療養費に係る療養」に改め、同条第二項第一号中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改め、「又は特定療養費の支給」を「特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第三項中「医療又は特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正)
第二十條 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第五十九條第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は

医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。
第六十四條第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。
第八十七條の五第一項中「医療費の支給の下に」若しくは老人保健施設療養費の支給を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二十一條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。
第六十一條第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第六十六條第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。
第九十六條第一項及び第九十四條の三第二項の表第九十六條第一項の項中「医療費の支給」の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十二條 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十三條第二項中「(同法第三十一條の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に「若しくは同法第四十六條の二第九項を、又は診療報酬」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)
第二十三條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第二十六條第二項第四号中「医療の下に」(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。額に相当する部分を含む。額を加える。

第二十四條 租税特別措置法の一部を次のように改正する。
第二十六條第二項第四号中「うち」を「うち」に改め、「部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養」を加える。
(印紙税法の一部改正)
第二十五條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三號)の一部を次のように改正する。

別表第三中国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二號)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書の項の次に次のように加える。
老人保健法(昭和五十七年法律第二十六號)の第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)の規定に基づ

老人保健法(昭和五十七年法律第二十六號)の第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)の規定に基づ

老人保健法(昭和五十七年法律第二十六號)の第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)の規定に基づ

老人保健法(昭和五十七年法律第二十六號)の第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)の規定に基づ

老人保健法(昭和五十七年法律第二十六號)の第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)の規定に基づ

老人保健法(昭和五十七年法律第二十六號)の第二十六條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六號)の一部を次のように改正する。
第七十二條の十四第一項ただし書中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十號)の規定に基づ

く医療」の下に「(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。額に相当する部分を含む。額を加える。
(厚生省設置法の一部改正)
第二十七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一號)の一部を次のように改正する。
第六十五條第十五号中「医療以外」を「医療等以外」に、並びに医療を「医療」に改め、「算定に關する基準」の下に「特定療養費に係る療養に關する費用の額の算定に關する基準並びに特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に關する基準」を加える。

第二十八條 厚生省設置法の一部を次のように改正する。
第六十五條第十五号中「並びに特定療養費」を「特定療養費」に改め、「療養の取扱い及び担当に關する基準」の下に「老人保健施設の設備及び運営に關する基準並びに老人保健施設療養費の額」を加える。

理由
老人保健制度の長期的な安定を図るため、一部負担金制度及び保険者の拠出金制度を改正し、特定療養費制度を創設するとともに、寝たきり老人等に対する適切な処遇を図るため、老人保健施設の創設、老人保健施設療養費の支給等の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号 老人保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書

老人保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、老人保健制度の長期的な安定と老人の保健、医療、福祉施策の総合的な推進を図るため、一部負担の改定、保険者の拠出金算定方法の見直し、老人保健施設の創設、老人保健施設療養費の支給等の措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 老人保健法の一部改正

(一) 用語の定義に「老人保健施設」を加え、寝たきりの状態にある老人等に対し、看護、介護及び機能訓練その他必要な医療を行う

区 分	現 行	改 正 後
外 来	一月につき 四百円	一月につき 千円
入 院	一日につき 三百円 (二か月を限度)	一日につき 五百円 (期限なし)

(四) 市町村長は、老人保健施設において施設療養を受けた老人に対し、新たな給付として、老人保健施設療養費を支給することとし、老人保健施設療養費の額は、老人保健施設において受ける施設療養の態様に応じて定額とするものとする。

(六) 医療費拠出金の額の算定に当たり、加入者按分率を百パーセント（昭和六十二年以降）とするものとする。ただし、昭和六十一年度の十一月一日以降については、八十パーセント（現行四十四・七パーセント）とするものとする。

とともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいうものとする。

(二) 老人保健審議会は、厚生大臣の諮問に応じ、老人保健に関する重要事項を調査審議するものとする。

(三) 保健事業の種類として、特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給を加えるものとする。

(四) 一部負担金の額を次のように改めるものとする。

2 国民健康保険法の一部改正

保険者は、災害その他の政令で定める特別の事情がないのに保険料を滞納している者に対して、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができるものとする。

3 医療法の一部改正

公的資格を有する病院の開設等の規制において、地域の既存の病床数を算定するに当たっては、老人保健施設の収容定員数は、厚生省令の定めるところにより、その他の病床に係る既存の病床数とみなすものとする。

4 社会福祉事業法の一部改正

生計困難者に対して無料又は低額な費用で

老人保健施設を利用させる事業を、第二種社会福祉事業に加えるものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、昭和六十一年十一月一日から施行すること。ただし、関係審議会への諮問に関する規定については公布の日から、老人保健施設療養費の支給及び老人保健施設に関する規定、医療法の改正規定並びに社会福祉事業法の改正規定（関連する附則の規定を含む。）については公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(二) その他関係法律について所要の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の修正議決理由

老人保健制度の長期的な安定を図るため、必要な改正措置を講ずることは、時宜に迫るものと認めるが、なお、外來の一部負担金、加入者按分率及び施行期日について、自由民主党より修正案が提出され、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に伴って要する老人保健制度に係る昭和六十一年度一般会計予算（厚生省所管）の支出については、一部負担金の改正による支出減は三百九十四億円、加入者按分率の改正による支出減は四百七十九億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、一般会計予算（厚生省所管）において二百五十九億円の支出増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して斎藤厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

昭和六十一年十一月二十日

社会労働委員長 堀内 光雄
衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

(老人保健法の一部改正)

第一条 老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「医療以外」を「医療等以外」に、「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改め、「医療の実施」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第七條第一項中「この章において」を削り、同条第二項中「この法律に規定する保険者の拠出金等に関する重要事項」を「老人保健に関する重要事項（第二十条に規定する医療等以外の保健事業に関する事項並びに第三十条第一項及び第三十一条の二第七項に規定する事項を除く。次項において同じ。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 審議会は、老人保健に関する重要事項について、関係行政機関に対し意見を述べることができる。

第十二条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 特定療養費の支給(医療費の支給を含む。第十七条の二、第三十一条の二及び第三十二条を除き、以下同じ。)

第十七条中「掲げる給付」の下に「(第三十一条の二第一項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(特定療養費の支給)

第十七条の二 特定療養費の支給は、疾病又は負傷に関して第三十一条の二第一項の規定により支給する給付とする。

「第二節 医療以外の保健事業」を「第二節 医療等以外の保健事業」に改める。

第二十條の前の見出し中「医療」を「医療等」に改め、同条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下この節において「医療等」という。)」を加える。

第二十一条から第二十四条までの規定中「医療以外」を「医療等以外」に改める。

第三章第二節中第二十四条の次に次の一条を加える。

(保健サービス等との連携及び調整等)

第二十四条の二 市町村は、医療等以外の保健事業の実施に当たっては、第二十二條に規定する保健サービス及び老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)その他の法令に基づく福祉サービスとの連携及び調整に努めるとともに、その計画的推進を図らなければならない。

「第三節 医療」を「第三節 医療及び特定療養費の支給」に改める。

「第一款 医療の実施」を「第一款 医療の実施及び特定療養費の支給」に改める。

第二十八條第一項第一号中「四百円」を「千円」に改め、同項第二号中「三百円」を「五百円」に改め、同条第三項を次のように改める。

8 厚生大臣が定める疾病に係る医療を受けている者であつて厚生省令で定めるところにより市町村長の認定を受けたものが、当該疾病に係る医療を受けた場合において、その者が同一の月に同一の保険医療機関等に支払った第一項第二号の一部負担金の額の合計額(当該認定を受けた月以後の期間に係る同号の一部負担金の額の合計額とする。)が政令で定める額に達するに至つたときは、同項の規定にかかわらず、同号の一部負担金は、その月のその後の期間については、支払うことを要しない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(特定療養費)

第三十一条の二 市町村長は、この法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人医療受給対象者」という。)が、健康保険法第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関若しくは国民健康保険法第五十三条第一項に規定する特定承認療養取扱機関(以下「特定承認保険医療機関等」という。)のうち自己の選定するものについて療養を受けたとき、又は保険医療機関等のうち自己の選定するものについてその者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養を受けたときは、その者に對し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

2 特定療養費の額は、当該療養につき第三十条第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に関する基準を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。)

以下この項において「特定療養費算定額」という。から第二十八條に規定する一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、前項に規定する厚生大臣が定める療養と併せて第十七條第一号から第四号までに掲げる給付に係る療養を受けた者に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。

3 特定承認保険医療機関等及び保険医療機関等並びに保険等は、厚生大臣が定める特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準に従い、特定療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

4 老人医療受給対象者が特定承認保険医療機関等について療養を受け、又は保険医療機関等について第一項に規定する厚生大臣が定める療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うべき療養に要した費用について、特定療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に對し特定療養費の支給があつたものとみなす。

6 特定承認保険医療機関等又は保険医療機関等は、第一項に規定する療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした老人医療受給対象者に對し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

7 厚生大臣は、第一項に規定する療養、第二項の規定による基準並びに第三項に規定する特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

8 第三十条第二項の規定は、前項に規定する事項に関する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

9 第二十五条第二項、第三項(第三号を除く。)及び第五項(第三号を除く。)、第二十七條、第二十九條第二項及び第三項並びに前条の規定は、特定承認保険医療機関等並びに特定承認保険医療機関等について受けた療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

10 第二十五条第二項から第五項まで、第二十七條、第二十九條第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた第一項に規定する厚生大臣が定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第三十二条第一項中「医療」を「医療又は特定療養費の支給」に改め、同項第一号中「医療」

の下に「又は特定療養費の支給を加え、同項第二号中「保険医療機関等」の下に「及び特定承認保険医療機関等」を加え、同項第三号中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を加え、同条第二項中「医療に要する費用」の下に「又は特定療養費に係る療養に要する費用」を加え、同条第三項中「額とする」を「額とし、特定療養費に係る療養に要する費用の額は、前条第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とする」に、「その額」を「それらの額」に改め、「現に医療」の下に「又は特定療養費に係る療養」を加える。

第三十三条中「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加える。

第三十四条中「医療は」を「医療又は特定療養費の支給は」に改める。

第三十五条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十六条の前の見出し中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条中「医療は、」を削り、「その期間」の下に「に係る医療又は特定療養費の支給は」を加える。

第三十七条及び第三十八条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第三十九条中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に、「医療に」を「医療又は特定療養費に係る療養に」に、「医療の」を「医療又は特定療養費の支給の」に改める。

第四十条中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十一条中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に改め、「支払った価額」の下に「又

は支給した特定療養費の額」を加える。

第四十二条第一項中「医療を」を「医療又は特定療養費の支給を」に改め、「価額」の下に「又は支給した特定療養費の額」を加え、同条第二項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を、「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加え、同条第三項中「保険医療機関等」の下に「又は特定承認保険医療機関等」を、「費用の支払」の下に「又は第三十一条の第二項の規定による支払」を加える。

第四十三条中「医療に」を「医療又は特定療養費の支給に」に、「当該医療を受ける」を「当該医療若しくは特定療養費の支給を受ける」に、「当該医療を担当する」を「当該医療若しくは特定療養費に係る療養を担当する」に改める。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「又は特定療養費の支給」を加える。

第四十五条中「除く。」の下に「及び特定療養費の支給を加える。」

第四十六条中「除く。」の下に「及び特定療養費」を加える。

第四十七条中「当該市町村が行う医療」の下に「及び特定療養費の支給(以下「医療等」という。）」を加え、「費用及び」を「費用、」に、「医療に」を「医療等に」に改める。

第四十八条第一項中「医療」を「医療等」に改め、「第二十九条第二項」の下に「第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。」を加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項(第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十九条から第五十二条までの規定中「医

療を「医療等」に改める。

第五十四条ただし書中「超える額」の下に「とその超える額に係る調整金額との合計額」を、「満たない額」の下に「とその満たない額に係る調整金額との合計額」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する調整金額は、前々年度におけるすべての保険者に係る概算医療費拠出金の額と確定医療費拠出金の額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生省令で定めるところにより各保険者ごとに算定される額とする。

第五十五条第一項及び第二項を次のように改める。

前条第一項の概算医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額

(当該年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要する費用の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。))で除して得た率が、当該年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入

者等一人当たりの医療等に要する費用の見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超え保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という。))を除く。に概算加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額

2 前項第一号の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十五条第三項中「第一項第二号」を「第一項第一号」に改める。

第五十六条第一項を次のように改める。

第五十四条第一項の確定医療費拠出金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が前々年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療等に要する費用の額(前々年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の額として厚生省令で定めるところにより算定される額を前々年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの医療等に要した費用の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。))で除して得た率が、前

条第一項第一号の政令で定める率を超える
 保険者にあつては、平均一人当たり老人医
 療費額に当該政令で定める率を乗じて得た
 額を超える部分として厚生省令で定めると
 ころにより算定される額(次号において「調
 整対象外医療費額」という。)を除く。)に確
 定加入者調整率を乗じて得た額

二 当該保険者に係る調整対象外医療費額
 第五十六条第二項中「前項第二号」を「前項第
 一号」に改める。

第五十七条中「第二十九条第二項」の下に「(第
 三十一條の二第九項及び第十項において準用す
 る場合を含む。以下この条において同じ。)」を
 加え、「同条第三項」を「第二十九条第三項(第三
 十一條の二第九項及び第十項において準用する
 場合を含む。)」に、「医療」を「医療等」に、「同条
 第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

第六十三条第一項及び第三項並びに第七十九
 条第一項及び第二項中「医療」を「医療等」に改め
 る。

第八十二条第一項中「及び」の下に「特定療養
 費又は」を加える。
 第八十六条中「医療」の下に「又は特定療養費
 の支給」を加える。

附則第二条(見出しを含む。)中「医療」を「医療
 等」に改める。
 附則第三条から第五条までを次のように改め
 る。

附則
 第三条から第五条まで 削除

(施行期日)
 第一条 この法律は、昭和六十一年十一月一日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
 は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中老人保健法第七條の二第二項の改正
 規定、同法第七條に一項を加える改正規定
 及び同法第三十一條の次に一條を加える改正
 規定(同法第三十一條の二第七項及び第八項
 に係る部分に限る。)、第四條中老人保健法第
 三章第三節の次に一節を加える改正規定(同
 法第四十六條の二第五項に係る部分に限る。)
 及び同法第三十三條の次に一章を加える改正規定
 (同法第四十六條の八第五項に係る部分に限
 る。並びに附則第四條第二項の規定 公布の
 日

二 第四条の規定(前号に掲げる改正規定を除
 く。)、第五條の規定及び第六條の規定並びに
 附則第十七條から附則第二十二條まで、附則
 第二十四條及び附則第二十八條の規定 公布
 の日から起算して一年六月を超えない範囲内
 において政令で定める日

(医療費に関する経過措置)
 第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
 う。)前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に
 係る第一条の規定による改正前の老人保健法
 (以下「旧老健法」という。)の規定による医療費
 の額については、なお従前の例による。

(医療費提出金等に関する経過措置)
 第三条 第一条の規定による改正後の老人保健法
 (以下「新老健法」という。)第五十四條第一項た
 だし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以
 後の年度の医療費提出金の額の算定について適
 用し、昭和六十年度以前の年度の医療費提出金

の額の算定については、なお従前の例による。
 2 昭和六十年度以前の年度の概算医療費提出金
 及び確定医療費提出金については、なお従前の
 例による。

第四条 昭和六十一年度の概算医療費提出金の額
 は、新老健法第五十五條第一項の規定にかかわ
 らず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
 一 旧老健法の規定に基づき算定された昭和六
 十一年度の概算医療費提出金の額の十二分の
 八に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当す
 る額
 イ 市町村が昭和六十一年度において支弁す
 る当該保険者に係る七十歳以上の加入者等
 に対する施行日以後に行われる医療及び特
 定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に
 要する費用の見込額として厚生省令で定め
 るところにより算定される額(以下この号
 において「施行日以後医療費見込額」とい
 う。)(に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費見込額(当該保険者に
 係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施
 行日以後医療費見込額として厚生省令で定
 めるところにより算定される額をすべての
 保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当
 たりの施行日以後医療費見込額の平均額と
 して厚生省令で定めるところにより算定さ
 れる額(以下この号において「平均一人当た
 り老人医療費見込額」という。))を除いて得
 た率が、すべての保険者に係る七十歳以上
 の加入者等一人当たりの施行日以後医療費
 見込額の分布状況等を勘案して政令で定め

る率を超える保険者にあつては、平均一人
 当たり老人医療費見込額に当該政令で定め
 る率を乗じて得た額を超える部分として厚
 生省令で定めるところにより算定される額
 (ハにおいて「調整対象外医療費見込額」と
 いう。を除く。)(の百分の八十に相当する額
 に昭和六十一年度に係る新老健法第五十五
 条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た
 額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費見込
 額に百分の八十を乗じて得た額
 二 前項第二号ロの政令を定めるに当たつては、
 厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見
 を聴かなければならない。

第五条 昭和六十一年度の確定医療費提出金の額
 は、新老健法第五十六條第一項の規定にかかわ
 らず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七
 に相当する額とする。
 一 市町村が昭和六十一年度において支弁した
 当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対
 する施行日前に行われた医療(医療費の支給
 を含む。)に要する費用の額にそれぞれ次に掲
 げる率を乗じて得た額の合計額
 イ 一からロに規定する加入者按分率を控除
 して得た率
 ロ 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五
 条第一項第二号の加入者按分率に昭和六十
 一年度に係る旧老健法第五十六條第二項の
 確定加入者調整率を乗じて得た率
 二 次に掲げる額の合計額
 イ 市町村が昭和六十一年度において支弁し
 た当該保険者に係る七十歳以上の加入者等
 に対する施行日以後に行われた医療及び特

定療養費の支給(医療費の支給を含む。)に要する費用の額(以下この号において「施行日以後医療費額」という。)に百分の二十を乗じて得た額

ロ 施行日以後医療費額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの施行日以後医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(ハ)において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)の百分の八十に相当する額に昭和六十一年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

ハ 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の八十を乗じて得た額

第六条 昭和六十二年から昭和六十四年度までの各年度の概算医療費提出金の額は、新老健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「老人医療費見込額」という。)に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費見込額(当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費見込額の分布状況等を勘案して政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十五条第三項の概算加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の九十を乗じて得た額

二 前項第二号の政令で定めるところによつては、厚生大臣は、あらかじめ老人保健審議会の意見を聴かなければならない。

第七条 昭和六十二年から昭和六十四年度までの各年度の確定医療費提出金の額は、新老健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額とする。

一 市町村が当該各年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の額(次号において「老人医療費額」という。)に百分の十を乗じて得た額

二 老人医療費額(当該各年度における当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額として厚生省令で定めるところにより算定される額を当該各年度におけるすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの老人医療費額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この号において「平均一人当たり老人医療費額」という。)で除して得た率が、前条第一項第二号ロの政令で定めるところにより算定される額に当該各年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

療養費に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(次号において「調整対象外医療費額」という。)を除く。)の百分の九十に相当する額に当該各年度に係る新老健法第五十六条第二項の確定加入者調整率を乗じて得た額

三 当該保険者に係る調整対象外医療費額に百分の九十を乗じて得た額

第六条 附則第四条の規定に基づき算定される昭和六十一年度の概算医療費提出金の額に相当する額(以下この項において「概算提出金相当額」という。)から旧老健法第五十五条第一項の規定に基づき算定された昭和六十一年度の概算医療費提出金の額を控除した額(以下この項において「増加額」という。)が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の概算医療費提出金の額は、附則第四条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算提出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

附則第五条

前条の規定に基づき算定される昭和六十一年度の確定医療費提出金の額に相当する額(以下この項において「確定提出金相当額」という。)から、市町村が昭和六十一年度において支弁した当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療及び特定療養費の支給(医療費の支給を含む)に要する費用の額について旧老健法第五十六条の規定の例により算定される額を控除した額(以下この項において「増加額」という。)が著しく多額であつた保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十一年度の確定医療費提出金の額は、前条の規定にか

かわらず、当該保険者に係る確定提出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

第七条 第一号に掲げる額(以下この項において「概算提出金相当額」という。)から第二号に掲げる額を控除した額(以下この項において「増加額」という。)が著しく多額になると見込まれる保険者として厚生省令で定める要件に該当する保険者に係る昭和六十二年の概算医療費提出金の額は、新老健法第五十五条の規定にかかわらず、当該保険者に係る概算提出金相当額から、厚生省令で定めるところにより当該保険者に係る増加額の一部を控除した額とする。

附則第六条
新老健法第五十五条の規定に基づき算定される当該保険者に係る昭和六十二年の概算医療費提出金の額に相当する額

二 次に掲げる額の合計額の十分の七に相当する額

イ 市町村が昭和六十二年において支弁する当該保険者に係る七十歳以上の加入者等に対する医療(医療費の支給を含む)、特定療養費の支給(医療費の支給を含む)及び老人保健施設療養費の支給に要する費用の見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この項において「昭和六十一年度老人医療費見込額」という。)にそれぞれ次に掲げる率を乗じて得た額の合計額の十二分の八に相当する額

(1) 一から(2)に規定する加入者按分率を控除して得た率

(2) 昭和六十一年度に係る旧老健法第五十五
 条第一項第二号の加入者按分率に昭和
 六十二年度に係る新老健法第五十五條第
 三項の概算加入者調整率を乗じて得た率
 次に掲げる額の合計額の十二分の四に相
 当する額

(1) 昭和六十二年老人医療費見込額に百分の二十を乗じて得た額

(2) 昭和六十二年度老人医療費見込額(当該保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年老人医療費見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額をすべての保険者に係る七十歳以上の加入者等一人当たりの昭和六十二年老人医療費見込額の平均額として厚生省令で定めるところにより算定される額(以下この項において「平均一人当たり老人医療費見込額」という。)で除して得た率が、昭和六十二年に係る附則第六条第一項第二号
新老健法第五十五条第一項第一号の政令で定める率を超える保険者にあつては、平均一人当たり老人医療費見込額に当該政令で定める率を乗じて得た額を超える部分として厚生省令で定めるところにより算定される額(3)において「調整対象外医療費見込額」という。)を除く。)の百分の八十に相当する額に昭和六十二年に係る新老健法第五十五条第三項の概算加算入者調整率を乗じて得た額

(3) 当該保険者に係る調整対象外医療費見込額に百分の八十を乗じて得た額

2 前項の規定は、昭和六十二年度の確定医療費
拠出金について準用する。この場合において、
○同項中
○「概算拠出金相当額」とあるのは「確定拠出金

相当額」と、「多額になると見込まれる」とあるのは「多額であつた」と、「概算医療費提出金」とあるのは「確定医療費提出金」と、附則第六条の「新老健法第

「支弁する」とあるのは「附則第七条の新老健法第五十六条」と、

見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額」とあるのは「費用の額」と、「昭和六

十二年度老人医療費見込額」とあるのは「昭和六十二年老人医療費額」と、「新老健法第五十五

「平均一人当たり老人医療費見込額」とあるのは、新条例第三項の概算加入者調整率」とあるのは、新条例第五十六條第二項の確定加入者調整率」と、

「平均一人当たり老人医療費額」と、「調整対象外医療費見込額」とあるのは「調整対象外医療費

「額」と読み替えるものとする。

第十八条 前二条の規定の適用がある保険者以外の

保険者に係る概算医療費拠出金の額又は確定医療費拠出金の額の算定に関し、前二条の措置に

伴い必要な新老健法第五十五条若しくは第五十
 六条又は附則第四条若しくは第五条〇の規定の

特例その他の事項は、政令で定める。

(昭和六十一年度の拠出金の額の変更等)

第九條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬

酬支払基金は、この法律の施行後遅滞なく、各
 保険者が昭和六十一年度に納付すべき拠出金の

2 新老健法第五十九条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十〇条 第二条の規定による改正後の国民健康保険法第六十三条の二の規定は、施行日以後に

受けた療養に係る特定療養費、療養費、特例療養費、高額療養費若しくは同法第四十三条第三

項若しくは第五十六条第二項の規定による差額の支給又は施行日以後の出産及び死亡その他の事由に基づく同法第五十八条の規定による給付

第三 第二條の規定による改正後の国民健康
第十一條 第二條の規定による改正後の国民健康

保険法第八十一条の三第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度の療養

給付費拠出金の額の算定について適用し、昭和六十年年度以前の年度の療養給付費拠出金の額の

算定に依りては、なお従前の例による

四 (健康保険法の一部改正)

第十二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)

第四十三条ノ四第二項中「医療」の下に「及特

定療養費ニ係ル療養」を加える。

第四十三条ノ十二第六号中「医療」の下に「若

ハ特定療養費ニ係ル療養」を加える。
第五十五条第一項中「老人保健法ノ規定ニ依

「又ハ同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「若ハ特定

療養費ニ係ル療養」を加ふる。

第五十六条第二項中「医療」の下に「又ハ特定

第六十九條の十二第二項第二号中「医療」の「」に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九條の十五第一項中「及び老人保健法」

を並びに老人保健法に改め、「医療」の下に「及び特定療養費の支給」を加え、同条第五項中「医療」の下に「若しくは特定療養費の支給」を加える。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「医療の下に」若しくは「特定療養費の支給」を加える。

第十三条^五 船員保險法（昭和十四年法律第七十三）（船員保險法の一部改正）

号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「医療」の下に「若ハ

特定療養費ニ係ル療養」を加える。

第五十条ノ九第二項中「老人保健法ノ規定ニ

「同法ノ規定ニ依ル医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「其ノ医療」の下に「又ハ特定療養費ノ支給」を、「依ル医療」の下に「若ハ特定療養費ノ支給」を

費ノ支給」を加える。
(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第十四条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正

第五十九条及び第六十四条第三項中「規定する。」

第八十七条の五第一項中「規定による医療」の

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十^五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十一年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号 老人保健法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三六八

第六十一条及び第六十六条第三項中「規定による医療」の下に「特定療養費」を加える。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の第三第二項の表第九十六条第一項の項中「規定による医療」の下に「若しくは特定療養費」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十六条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第二十九条第三項」の下に「(同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第十七条 健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十六条第二項中「医療又ハ特定療養費ノ支給」を「医療、特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

第六十九条の十二第二項第二号中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の十五第一項中「及び特定療養費の支給」を「特定療養費の支給及び老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第五項中「医療若しくは特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

第六十九条の二十六第一項ただし書中「若し

くは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に改める。

(船員保険法の一部改正)

第十八条 船員保険法の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項前段中「若ハ特定療養費ニ係ル療養」を「特定療養費ニ係ル療養若ハ老人保健施設療養費ニ係ル療養」に改める。

第五十条ノ九第二項中「若ハ特定療養費ノ支給」を「特定療養費ノ支給若ハ老人保健施設療養費ノ支給」に、「又ハ特定療養費ノ支給」を「特定療養費ノ支給又ハ老人保健施設療養費ノ支給」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十九条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「若しくは特定療養費に係る療養」を「特定療養費に係る療養若しくは老人保健施設療養費に係る療養」に改め、同条第二項第一号中「若しくは特定療養費の支給」を「特定療養費の支給若しくは老人保健施設療養費の支給」に、「又は特定療養費の支給」を「特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改め、同条第三項中「医療又は特定療養費の支給」を「医療、特定療養費の支給又は老人保健施設療養費の支給」に改める。

第二十条 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は

医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第六十四条第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第八十七条の五第一項中「医療費の支給の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十一条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「若しくは医療費」の下に「若しくは老人保健施設療養費」を加え、「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第六十六条第三項中「又は医療費」を「若しくは医療費又は老人保健施設療養費」に改める。

第九十六条第一項及び第四百四十四条の第三第二項の表第九十六条第一項の項中「医療費の支給」の下に「若しくは老人保健施設療養費の支給」を加える。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十二条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「(同法第三十一条の二第九項及び第十項において準用する場合を含む。)」の下に「若しくは同法第四十六条の二第九項」を、「又は診療報酬」の下に「若しくは老人保健

施設療養費」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十三条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「医療」の下に「(同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。)」を加える。

第二十四条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第四号中「うち」を「うち」に改め、「部分」の下に「又は同法の規定によつて老人保健施設療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る施設療養費」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三中国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険の業務運営に関する文書の項の次に次のように加える。

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第六十四条第一項各号に掲げる業務(基金の業務)及び国民健康保険法第八十一条の十第一項各号に掲げる業務(基金の業務)に関する文書

(地方税法の一部改正)

第二十六条 地方税法(昭和二十五年法律第二二十六号)の一部を次のように改正する。

社会保険診療報酬支払基金

第七十二条の十四第一項ただし書中「老人保

健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定に基づき医療」の下に「同法の規定によつて特定療養費を支給することとされる老人医療受給対象者に係る療養のうち、当該特定療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十七条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「医療以外」を「医療等以外」に、「並びに医療」を「医療」に改め、「算定に關する基準」の下に「特定療養費に係る療養に關する費用の額の算定に關する基準並びに特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に關する基準」を加える。

第二十八条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第六条第十五号中「並びに特定療養費」を「特定療養費」に改め、「療養の取扱い及び担当に關する基準」の下に「老人保健施設の設備及び運営に關する基準並びに老人保健施設療養費の額」を加える。

〔別紙〕

老人保健法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について、速やかに適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 本格的な長寿社会の到来に対応し、人生八十年時代にふさわしい社会保障システムを構築す

るため、長寿社会対策を総合的に推進すること。

二 入院時一時負担金については、低所得者に対する配慮を検討するとともに、付添看護料、お世話料、差額室料等にみられる保険外負担を解消するよう努力すること。

三 一部負担金の額については、今後の老人医療費の動向等を踏まえ、必要な見直しを行うこと。

四 政管健保の家族の給付率の改善について、一元化の展望を踏まえ検討を進めること。

五 加入者按分率の引上げにより、健保組合等被用者保険の財政運営に支障が生ずると認められる場合、適切な措置を講ずること。

六 市町村は、収納率の向上、レセプト審査の強化等国民健康保険事業の運営について一層の経営努力を行うこと。

七 国民健康保険制度の財政基盤の強化を図るため、経営主体その他制度のあり方について抜本的な検討を行うこと。

八 老人保健施設を全国的に速やかに整備するため、整備方針を早急に明らかにするとともにその整備促進に必要な税制、補助金、融資等の助成措置を講ずること。

九 老人保健施設の施設、人員及び運営の諸基準については、寝たきり老人等にふさわしい医療サービス及び生活サービスが確保されるよう十分配慮すること。

十 疾病の予防、健康の維持増進のため、健康相談や、健康教育を拡充し、簡易検診及び乳がんや、子宮がんを中心とした女性の厄年(三十三歳)検診を大幅に拡充実施すること。また、休日夜間の検診体制を強化すること。

十一 在宅の寝たきり老人や、痴呆性老人の看護・介護を強化するため、福祉と連携した訪問

看護・介護体制を速やかに整備促進すること。特に「巡回」健康相談や機能訓練を実施すること。

十二 保健・医療・福祉サービスを総合的、効率的に提供できるようにするため、市町村に公私の実務者からなる協議会を設けるとともに、都道府県に連絡調整協議会の設置を検討すること。

十三 高齢化社会の進行に伴い老人関係施設の大規模整備が緊急の課題となつていくことにかんがみ、年金福祉事業団による厚年・国年積立金を活用した老人関係施設用地確保のための土地取得事業の来年度実施の実現に努めること。さらに老人に生きがいや活力を与えるような新しい施設・事業等のあり方についても検討を行うこと。

十四 長寿を明るく健やかに全うできるようにするため、老化メカニズムの解明や、老年性痴呆等の老人問題に關する総合的な研究体制の整備を促進すること。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十一年十月三十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)
第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「昭和七十五年度」を「昭和七十六年度」に改め、同条第一項中「昭和七十五年度」を「昭和七十六年度」に改め、同項第二号中「五兆六千九百四十一億千五百万円」を「六兆千四百四十三億五千五百万円」に改める。
(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「昭和七十四年度まで」を「昭和七十五年度まで」に、「五兆六千九百四十一億千五百万円」を「六兆千四百四十三億五千五百万円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
昭和六十六年度	三千六百三十四億円
昭和六十七年度	四千九百八十四億円
昭和六十八年度	五千三百九十四億円
昭和六十九年度	五千八百六十一億円
昭和七十年	六千三百六十八億円
昭和七十一年度	六千八百八十一億円
昭和七十二年度	七千四百八十五億九千万円
昭和七十三年	七千二百三十二億七千万円
昭和七十四年度	六千六百四十五億円
昭和七十五年度	六千三百九十五億五千五百万円

昭和六十一年十一月二十一日 衆議院會議録第十四号 地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案及び同報告書 三七〇

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額することにより、昭和六十一年度分の地方交付税の総額を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、昭和六十一年度補正予算において所得税及び法人税が減少することに伴い生ずる地方交付税の減額四千五百二億四千万円について、地方財政の状況にかんがみ、その全額を補てんし、昭和六十一年度分の当初の地方交付税の総額を確保するため、昭和六十一年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を四千五百二億四千万円増額することとするものである。

二 議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額により、昭和六十一年度分の当初の地方交付税の総額を確保しようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十一年度交付税及び譲与税配付金特別

会計補正予算の歳入において、借入金の追加額として四千五百二億四千万円が計上されている。

右報告する。

昭和六十一年十一月二十日

地方行政委員長 石橋 一弥

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

地方交付税法等の一部を改正する法律案に

対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について善処すべきである。

一 昭和五十九年度における本法改正の趣旨にかんがみ、地方交付税原資の安易な借り入れは厳にこれを慎むとともに、地方交付税の対象税目の拡大等を含め総額の長期的安定的確保に努めること。

二 毎年度の地方税収入については、慎重かつ的確な見積りを行うこと。

三 国・地方間の税源配分について抜本的に見直し、地方税源の安定確保策を講ずべきであり、当面、税制改正に当たって地方財源が減少を来すことのないよう万全の措置を講ずること。

右決議する。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年九月十一日

内閣総理大臣 中曽根康弘

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「四万五千九百九十九人」を「四万五千五百五十一人」に、「四万六千八百三十四人」を「四万七千六百五十五人」に、「二十七万二千二百六十二人」を「二十七万二千七百六十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第二項中「四万三千六百百人」を「四万四千九百人」に改める。

第九十五条中「火薬」の下に「船舶」を、「車両」の下に「有線電気通信設備、無線設備」を加え、「当り」を「当たり」に改める。

第一百条の四の次に次の一条を加える。

(国賓等の輸送)

第一百条の五 長官は、国の機関から依頼があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者(次項において「国賓等」という。)の輸送を行うことができる。

2 自衛隊は、国賓等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができる。

別表第三中部航空方面隊の項中「人間市」を「狭山市」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官の定数及び予備自衛官の員数を改めるとともに、武器を使用して防護することができる対象に有線電気通信設備等を加え、あわせて、国の機関から依頼があつた場合には、航空機による国賓等の輸送を行うことができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、防衛庁設置法及び自衛隊法を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

自衛官の定数を六〇六人増加して、二七二、七六八人に改めること。

内 訳

陸上自衛官

一八〇、〇〇〇人(増減なし)

海上自衛官

四五、五五一一人(増加三五二〇)

(増加分は、艦艇、航空機の就役等に伴う要員)

要員)

航空自衛官

四七、〇六五人(増加二二一〇)

(増加分は、航空機の就役等に伴う要員)

統合幕僚会議の自衛官

一五二人(増加 一三〇)

(増加分は、中央指揮所の二十四時間運用態勢を確保するための要員)

合計

二七二、七六八人(増加六〇六人)

2 自衛隊法の一部改正

(一) 予備自衛官の員数を一、三〇〇人増加して、四四、九〇〇人に改めること。

(二) 自衛官が武器を使用して防護することができる対象に船舶、有線電気通信設備、無線設備を加えること。

(三) 防衛庁長官は、国の機関から依頼があつた場合には、航空機による国貨等の輸送を行うことができることとし、また、自衛隊は、国貨等の輸送の用に主として供するための航空機を保有することができることをすること。

(四) 市町村の境界が変更されたことに伴い、中部航空方面隊司令部の所在地の名称を入間市から狭山市に改めること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、現下の諸情勢に対処し、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るための措置として、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四億八、三〇〇万円が昭和六十一年度一般会計予算に計上されている。
右報告する。

昭和六十一年十一月二十日

内閣委員長 石川 要三

衆議院議長 原 健三郎殿

去る十四日は、会議を開くに至らなかった。

衆議院会議録第九号(二)中正誤

一五 段 行 誤 正 推進

衆議院会議録第十号中正誤

一五 段 行 誤 正 推進

衆議院会議録第十一号中正誤

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

一五 段 行 誤 正 推進

昭和六十一年十二月二十一日 衆議院會議録第十四号

三七二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五二四二(大代) 千 105

一定価一
一〇円部